



# 島根県報

平成25年10月25日（金）

号外 第 157 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【監査公表】

財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	2
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	11
定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	14
包括外部監査の結果に基づき講じた措置	22

**監 査 委 員 公 表****島根県監査委員公表第4号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成24年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

## 平成24年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 指摘事項</p> <p>(1) 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。</p> <p>については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。</p> <p>2 意見</p> <p>(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について</p> <p>公の施設の指定管理の状況については、平成23年度の監査において重点監査項目として監査を実施し、再委託等に係る承認手続きの明確化や貸付物品の適切な管理等について所管課に対し意見として述べたところである。</p> <p>これを受けて指定管理者制度を所管する人事課においては、第三者への再委託等について標準協定書を改正し、平成24年3月末に全所管課に通知が行われたところであり、平成23年度に監査を実施した所管課からは、改善の取組について既の実施した、あるいは今後実施するという報告を受けたところである。</p> <p>また、貸付物品等の適切な管理等については、監査を実施した所管課から同様の報告を受けたところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査においても、人事課から通知がなされたにもかかわらず、第三者への再委託や新たに設けられた暴力団等の排除に係る規定について基本協定書が変更されていない事例が見受けられた。さらには所管課が指定管理者に対し基本協定書で管理物品を提示していない事例、施設の使用料収入の専用口座を設けていない事例など、従来か</p>	<p>(1) 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>(産業振興課)</p> <p>平成24年度から、兼務職員の経費については、補助対象業務と指定管理業務の区分を明確にし、それぞれの経費を補助金及び指定管理料から適切に執行するよう改めた。</p> <p>(1) 公の施設の指定管理における適正な管理について</p> <p>— 県の総括的な対応 —</p> <p>(人事課)</p> <p>基本協定書変更などの手続について、全施設を対象に点検を行い、未対応の施設の所管課に対し速やかに対応するよう徹底した。その後協定書の変更などが行われたことを確認した。</p> <p>— 個別的な対応 —</p> <p>(産業振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公財) しまね産業振興財団</li> </ul> <p>平成25年2月18日付けで、島根県立産業高度化支援センターの管理に関する基本協定を変更し、第三者への再委託手続や暴力団等の排除に係る規定の整備を行った。</p> <p>また、指定管理に係る島根県立産業高度化支援センターの管理に関する基本協定書に、徴収した使用料を専用口座に預け入れることを明記した。これを受け、指定管理者において使用料の専用口座を開設して適正に保管することとしている。</p> <p>(農畜産振興課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO法人国際交流フラワー21</li> </ul>

ら基本協定書で規定されているにもかかわらず適正に行われていない事例が見受けられたところである。

については、いま一度、平成23年度に申し述べた意見について、既に改善を実施したとの報告があったところを除く全ての所管課において点検を行われたい。

また、人事課においては、公の施設の適正かつ円滑な管理を行うため、全ての所管課において基本協定の変更などの手続が行われているかどうか点検を行われたい。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について

本県の公の施設においては、指定管理者制度を導入する以前から、施策のPRや福祉的な視点から児童福祉週間、老人の日・老人週間、障害者週間などの期間中に施設の無料開放を行ってきた。

指定管理者制度導入後は、指定管理者において、指定管理料の算定において設定された収入目標額を達成するため、種々の工夫により入館者数の増や収入増を図る方策を実施する一方、県から無料開放の依頼を受けて施設を無料開放し、県の施策に協力しているところである。

また、子育て応援パスポート（こっころカード）の提示による利用料金の減額を実施している施設も見られ、指定管理者においては、こうした無料開放や利用料金の減額の状態を把握し、利用料金収入に占める割合や影響を計りながら施設の管理・運営を行っているところである。

しかしながら、児童福祉週間等を所管する各課においては、県の施策に協力して実施されている施設の無料開放の状況について、自発的に報告している指定管理者があるにもかかわらず、とりまとめは行われていない（青少年家庭課においては、平成24年度の児童福祉週間の実施状況についてはとりまとめを行っている。）。

については、指定管理施設において県の施策に協力して実施されている無料開放について、各施策の所管課において成果をとりまとめ、その内容や効果が目的にそったものとなっているかどうかを検証されたい。

平成24年度に基本協定書を更新した際に、管理物品の一覧を添付した。

(水産課)

- ・（公財）ホシザキグリーン財団

基本協定書変更などについては、全て実施済みである。

(2) 指定管理者が県の施策に協力する場合の評価について

—県の総括的な対応—

(高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課)

無料開放の期間中の利用人数等を取りまとめ、その効果の検証を行う。

(人事課)

児童福祉週間等の期間中の無料開放による影響額は、公募時の指定管理料の積算に反映されており、問題ないと考えている。

なお、指定管理料の積算及び児童福祉週間等の施策の趣旨については、指定管理者との間で、一層の共通理解を図れるよう努めたい。

—個別的な対応—

(農畜産振興課)

- ・NPO法人国際交流フラワー21

(水産課)

- ・（公財）ホシザキグリーン財団

児童福祉週間等の期間中の無料開放による影響額は、公募時の指定管理料の積算に反映されており、問題ないと考えている。

なお、指定管理料の積算及び児童福祉週間等の施策の趣旨については、指定管理者との定期的な情報交換会などを通じて、より一層の共通理解を図っていく。

<p>また、指定管理者においては、この無料開放等による収入減に対し補填を求めるところもあり、施設の所管課及び指定管理者制度を所管する人事課において、無料開放等による入館者数の増や収入全体に対する影響などについて調査し、必要な対応を検討されたい。</p>	
<p>II 個別</p> <p>1 (公財)しまね産業振興財団 (所管課：産業振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【改善等を要する事項】</b></p> <p>① 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金の補助対象となっている職員には、島根県立産業高度化支援センターの指定管理業務に従事している職員が含まれている。当該兼務職員の業務が、補助対象業務であるのか、指定管理業務であるのか、その区分が明確にされておらず、その全額を補助対象業務と認定して補助金を支出していた。</p> <p>については、補助金対象業務と指定管理業務に携わる兼務職員の経費については、それぞれの業務量に応じ補助金及び指定管理料から支出すべきであるので、補助対象業務と指定管理業務を明確に区分し、適切に執行されたい。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 指定管理業務における入居機関の経費負担について</p> <p>指定管理業務における光熱水費について、入居機関である産業技術センター及びしまね産業振興財団の使用分は、指定管理者が指定管理料により一括して支払う取扱いとなっている。</p> <p>平成23年度の光熱水費は8,688万円余で、うち電気使用量は産業技術センター分が施設全体の約6割を占めている。近年は各種試験・研究等の設備機器を備える同センターの電気使用量が増加傾向にあり、指定管理者が負担する光熱水費は当初計画額と比べ541万円余増加している。このように入居機関の使用割合が大きく、さらに使用量の変動要素も大きい光熱水費について、指定期間中固定された指定管理料から負担することは適当ではないと考えられる。</p>	<p>① 補助対象人件費の取扱いについて</p> <p>平成24年度から、兼務職員の経費については、補助対象業務と指定管理業務の区分を明確にし、それぞれの経費を補助金及び指定管理料から適切に執行するよう改めた。</p> <p>① 指定管理業務における入居機関の経費負担について</p> <p>指定管理者が負担する産業技術センターの電気使用料金は、平成23年度には国庫補助金の交付を受け試験・研究等の設備機器を例年以上に整備したこともあり、一時的に前年度より増加したものの、平成24年度には平成22年度とほぼ同じ水準となっており、現状において管理運営に大きな支障はないものと考えている。</p> <p>しかしながら、使用割合の大きい産業技術センターの光熱水費を指定管理料から負担することは、施設の管理運営に影響を及ぼす可能性もあることから、次期指定管理者の選定にあたっては、現在の指定管理期間の全体を通じた実績等を踏まえ、入居者負担のあり方について検討する。</p>

<p>については、各入居機関の光熱水費について、適切な経費負担が行われるよう、個メーターの設置や共有部分における按分方法の設定などにより、実費精算方式を適用することについて検討されたい。</p>	
<p>2 一畑電車株式会社 (所管課：交通対策課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 一畑電車の利用促進について</p> <p>一畑電車への支援は、昭和48年度に県をはじめ沿線自治体からなる一畑電車沿線地域対策協議会が設立されて以来、赤字補填による助成が行われてきた。平成18年度からは「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」により、県及び沿線自治体が鉄道施設の整備に要する費用について補助してきた。さらに平成23年度からは安全確保やサービス向上の観点から車両更新など積極的な設備投資を行うこととした。</p> <p>一方、一畑電車においても人件費などの経費の削減に取り組むとともに、各種イベント列車の運行や沿線施設と連携した企画きっぷの販売、体験運転事業の実施などによって利用促進に取り組み、収入増を図っているところである。</p> <p>しかしながら、モータリゼーションの進行と少子高齢化した沿線地域の状況から、通勤・通学の利用客数は現状維持の状況が続き、大幅な収入増は望めないところであり、今後、収入を確保するためには、観光客等の一層の利用促進を図る必要がある。</p> <p>については、関係機関等と連携しながら、より魅力的な企画きっぷの販売など利用者増の取り組みを進められたい。</p>	<p>① 一畑電車の利用促進について</p> <p>一畑電車における利用促進については、一畑電車沿線地域対策協議会等との連携によって、過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていくよう取り組んでいる。</p> <p>定期券対策としては、平成24年度に新たに3種類の定期券（シルバー定期券、親子割定期券、片道通学定期券）の販売や、沿線の専門学校の通学対策として新たに1本増便を行い利用者拡大を図った。</p> <p>その他の対策としては、出雲大社への参拝客をターゲットにした割引乗車券のPRを積極的に行うことに合わせ、出雲大社駅前の改装・デハニ50型車両の展示等によって確実に利用者を増やすことに繋がった。</p> <p>また、平成22年度から開始した体験運転については、平成24年度は主に県外から1,163人の参加者があり、このことによって利用客数を増やすことになった。</p> <p>今後も利用者増を図るため、観光客が利用しやすいダイヤ改正、イベント車両の導入、体験運転の拡充等の取組みを進める。</p>
<p>3 (公財) 島根県環境管理センター (所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 第3期管理型処分場整備に向けた支援について</p> <p>島根県環境管理センターが運営する産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」は、環境対策と産業振興のため、なくてはならない施設であ</p>	<p>① 第3期管理型処分場整備に向けた支援について</p> <p>「クリーンパークいずも」においては、地元自治会も構成員である安全管理委員会を設置し、これを通じて安全性等の啓発に努めている。県としても引</p>

<p>るが、民間だけでは多額の投資資金の確保や用地の確保、地元合意を得ることが困難であることから、県内唯一の公共関与産業廃棄物最終処分場として設置されたものである。</p> <p>施設の設置及び安定的な運営には地元住民の理解と協力が不可欠であり、島根県環境管理センターでは法で定める排水基準より厳しい目標水質で放流するなど環境対策に努め、地元住民との信頼関係を築いているところである。</p> <p>第1期・第2期管理型処分場の残容量は、平成23年度末に約23万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>で、これまでの年平均4.5万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>（5.7万トン）の搬入では数年後に満杯となるため、島根県環境管理センターでは平成28年度供用開始を目標に第3期管理型処分場の整備に向け取り組んでいるところである。</p> <p>しかしながら、第3期管理型処分場整備には新たに多額の資金が必要であり、また、既存施設に係る借入金の償還財源や浸出水処理施設、管理施設等の将来的な維持・補修経費の確保も必要となっている。</p> <p>島根県環境管理センターの経営状況を見ると、平成23年度末の長期借入金償還残高は32億円余で、これに対し18億円余の県費補助が予定されており、差引14億円余及び利息分を自己資金により確保しなければならない。一方、団体においては、企業がリサイクルへの取組により廃棄物の減量化を進める方向にあることや、料金値上げは検討されているものの新たな施設整備の財源を料金収入だけで賄うことは厳しいという見通しである。</p> <p>については、産業廃棄物最終処分場の必要性や安全性が広く理解されるよう県民への啓発に努めるとともに、第3期管理型処分場整備に向け、団体の経営見通しを踏まえた必要な支援を検討されたい。</p>	<p>き続き関係機関と連携し取り組む。</p> <p>また、第3期管理型処分場整備に向け、将来の需要予測や料金値上げなどの影響を考慮し、支援策を検討していく。</p>
<p>4 島根県商工会連合会</p> <p style="text-align: center;">(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 団体</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について</p>	<p>① 会計事務処理に係る諸規程の整備及び周知徹底について</p>

<p>平成19年度以降、島根県商工会連合会では会計規程等の見直しが行われ、これを踏まえ、事務処理の明確化と厳正化について各商工会に対して指導されてきたところである。</p> <p>しかしながら、送金処理に係る内部牽制について、「指定職員は、証拠書類の支払何への編綴、糊付け及び押印の状況を確認し、送金処理が適正に行われたかについて検認する」こととし、チェック欄を設けた「支出何兼支出伝票」様式が各商工会に示されたにもかかわらず、商工会においては、その趣旨が十分に理解されず、このチェック欄の使用がなされていないものがみられた。</p> <p>また、契約事務について、契約事務取扱要領に定める何様式を使用せずに執行されているものがあつた。</p> <p>については、要領に定める何様式を適用する基準（金額の規定等）を設けるなどによりその取扱を明確にするとともに、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱の徹底を図られたい。</p>	<p>送金処理について、会計規程などの関係規程等を整備し、事務処理の明確化と厳正化を図るよう各商工会に対して更なる指導の強化を図る。</p> <p>また、契約事務については「契約事務取扱要領」を一部改正し、物品購入何に「購入価格[税抜単価]が10,000円未満の場合、物品購入何いは必要としない。」と明記した。今後、各商工会に対して、規程及び要領等に係る取扱いの周知徹底を図る。</p>
<p>5 島根県歯科技術専門学校</p> <p style="text-align: center;">(所管課：医療政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について</p> <p>歯科衛生士科については、近年、入学生が定員割れになっており、設置主体である島根県歯科医師会の負担額が増加している。また、県西部では求職者数を上回る求人数があるにもかかわらず、県西部からの入学生は極めて少ない状況にあり、高齢化の進展に伴う口腔ケア需要に対応するためにも、今後、人材確保が困難になることが懸念されている。</p> <p>また、島根県歯科技術専門学校運営費補助金交付要綱について、平成17年に歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う改正がなされておらず、補助基準額や補助対象経費が不明確な状況があるので、実態に即した交付要綱を整備する必要がある。</p> <p>については、交付要綱の整備を行うとともに、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保</p>	<p>① 島根県歯科技術専門学校への支援のあり方について</p> <p>島根県歯科技術専門学校運営費補助金については、平成25年4月1日付で交付要綱を改正し、補助基準額・対象経費を明確化した。併せて歯科衛生士科が3年課程に変更されたことに伴う所要の改正を行った。</p> <p>また、今後、県も参画する「島根県歯科衛生士人材確保協議会」において、歯科衛生士の県西部への就業状況等の動向を注視しながら、高等学校等に対する働きかけなど人材確保に向けた具体的な対策の検討を行い、同校と連携して実施する。</p>



<p>が図られるよう学校への支援のあり方についても検討されたい。</p>	
<p>6 浜田港振興会 (所管課：しまねブランド推進課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>【意見】</p> <p>① 浜田港の一層の利用促進について</p> <p>浜田港は、平成22年に国の重点港湾の指定を受け、さらに平成23年には原木機能で日本海側拠点港に選定されるなど、国際貿易拠点として位置づけられている。</p> <p>また、平成13年から韓国釜山との国際定期コンテナ航路が開設され、平成20年に不定期就航したロシアウラジオストク間のRORO船航路の定期航路化が実現した。</p> <p>こうした中、港湾機能の強化については、平成24年度には福井埠頭に一部定温機能を備えた倉庫が完成し、また、山陰道から浜田港直結の臨港道路の建設に着手されるなど、貨物取扱量の増加に向けた港湾整備事業が促進されつつある。</p> <p>これまで、浜田港振興会を中心に取扱貨物量の増大を図るために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開してきたところである。</p> <p>については、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を一層密にして、ポートセールス活動の強化に努められたい。</p>	<p>① 浜田港の一層の利用促進について</p> <p>港湾管理と利用促進を一体的に行う「浜田港湾振興センター」を平成25年4月に設置したところであり、今後は、同センターを中心に、浜田市・浜田港振興会・船舶代理店等との連携を密にし、「ポートセールス調整会議」を開催して荷主情報の共有を図りつつ、関係者一体となって戦略的で効率的なポートセールスを行っていく。</p> <p>併せて、平成25年4月から供用を開始した福井上屋（一部定温倉庫）をアピール材料として、新規貨物の獲得に積極的に取り組んでいく。</p>
<p>7 (公財) 島根県障害者スポーツ協会 (所管課：障がい福祉課)</p> <p>(1) 団体</p> <p>【意見】</p> <p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>島根県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの普及、振興を図る県内の中核的な団体であり、基本財産の運用益と賛助会員の会費により障がい者スポーツの普及活動や加盟団体の活動支援、障がい者アスリートコーチの養成などの事業（平成23年度事業費3,531千円）を実施している。</p> <p>また、全国障害者スポーツ大会への選手派遣や選手の強化育成、島根県障害者スポーツ大会の開催などの事業（平成23年度事業費32,297千円）</p>	<p>① 障がい者スポーツの普及・支援事業の充実について</p> <p>基本財産255,000千円のうち、県からの出資金200,000千円を除いた55,000千円を取り崩し、障がい者スポーツの普及・振興のための基金を創設する予定としている。</p> <p>この基金を活用し、「トップアスリート強化支援事業」、「ボッチャ競技普及啓発事業」を行う。</p> <p>「トップアスリート強化支援事業」については、障がい者スポーツのシンボルとなるパラリンピック選手を育成することにより、また、「ボッチャ競技</p>

<p>を、県の委託を受けて実施している。</p> <p>こうした中で、本県選手についてはパラリンピックや全国障害者スポーツ大会などの大会で活躍が見られるところであるが、限られた事業費の中での助成となっているため、助成額の増額を求める声も聞かれるところである。</p> <p>競技スポーツでの障がい者アスリートの活躍は、県内の障がい者に感動を与え、夢と希望を持たせるものであり、今後、障がい者の自立と社会参加を一層促進していくためにも、地域における障がい者スポーツの普及、振興が望まれるところである。</p> <p>については、島根県障害者スポーツ協会の基本財産の一部には、身体障がい者スポーツの振興を目的として、県及び市町村の補助金や民間資金により造成された基金が含まれていることを踏まえ、障がい者スポーツの普及、振興のため、基本財産の活用についても検討されたい。</p>	<p>普及啓発事業」については、重度障がい者でも参加可能なこの種目を普及させることにより、県民の障がい者スポーツへの理解・関心を高め、選手層の拡大、共生社会の実現への寄与を目指す。</p>
<p>8 (公財) ホンザキグリーン財団 (所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 施設設備の修繕について</p> <p>宍道湖自然館の入館者数は、開館直後の平成13年度は年間20万人であったが、ここ数年は年間約10万人程度で推移している。指定管理者において宍道湖自然館の魅力を積極的に情報発信し、来館を促す努力がなされているが、目標としている12万人に達しない状況である。</p> <p>展示設備の中には耐用年限が到来し、故障中のものがあるなど、開館以来、計画的な修繕が十分に行われておらず、今後、継続した展示ができなくなる恐れも生じている。また、子ども連れの来館者や高齢者からは、館内の休憩場所や飲食可能な場所が手狭なことから、スペース拡充の要望が寄せられているところである。</p> <p>については、開館から10年が経過し、これまでのような現行機能を維持するための緊急的な修繕ではなく、入館者数の増加を図るために必要な施設設備の修繕、改良について早急に検討されたい。</p>	<p>① 施設設備の修繕について</p> <p>来館者からの要望の多い飲食休憩スペース拡充等の来館者向け施設改善について検討を進める。また、県民の声を積極的に取り入れるとともに外部委員を交えて入館者数の増加を図るための検討を開始する。</p>

**島根県監査委員公表第5号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成24年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員	藤	間	恵	一
	同	平	谷	昭
	同	法	正	良
	同	後	藤	勇

## 平成24年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容について

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 職員の意識啓発について</p> <p>職員の意識啓発及び適切な協働事業遂行のため「NPOと行政の協働のためのガイドライン」及び「協働事業の手引き」が、平成15年度に作成された。</p> <p>その後、県民いきいき活動促進条例の制定や県民いきいき活動促進基本方針の策定・改訂、しまね社会貢献基金の創設などNPOとの協働に係る取組に進展があるにもかかわらず、ガイドライン及び手引きの見直しはなされていなかった。</p> <p>一方、事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業等以外の各課事業では、ガイドラインや手引きの内容が意識されていないという状況が見受けられ、NPO法人からも、まだまだ協働事業のやり方が理解されていないセクションが多いとの意見があった。</p> <p>また、NPO法人からは、県職員にNPOの存在を知り理解してもらうために協働推進員制度の充実を望む声があるが、協働推進員に充てられている各課の総括グループリーダー等の協働推進員研修の参加率が低いなど、期待された役割が十分に果たされているといえない現状がある。</p> <p>については、これまでの協働事業の実績をもとに、推奨すべき最新のモデル事例を紹介するなど時宜に応じたガイドライン及び手引きの見直しを行い、職員への周知徹底を図るとともに、協働推進員設置要綱の改正も踏まえ、協働推進員がその役割を十分果たせるよう、適任者を選任する必要がある。</p>	<p>1 職員の意識啓発について</p> <p>ガイドライン及び手引きについて点検を行い、必要に応じて内容の追加等の修正を行う。</p> <p>改定後の手引きは協働推進員研修等を通じて職員に周知していく。</p> <p>各所属での平成25年度の協働推進員の選任にあたっては、適任者が選任されるよう選任にあたっての留意事項について全所属あて周知を行った。</p>
<p>2 協働の形態について</p> <p>協働の形態について、今回監査を行った17事業のうち委託が11事業であった。その中には、予算の制約や事業趣旨により委託として実施することがあらかじめ決まっているものもあったが、内容からみて委託とするより補助としてNPO法人がより主体性を発揮した方が好ましいと思われる事業もあった。</p> <p>また、委託の形をとりながら、県からの委託費のみでは不足するため、NPO法人が費用を自己負担して実施している事業も見受けられた。</p> <p>さらに、NPO法人からは、委託の場合には発注者である県に著作権が帰属し、事業終了後の成果物の活用に制約があるため、補助の方がよいとする意見もあった。</p>	<p>2 協働の形態について</p> <p>協働形態の選定については「協働事業の手引き」のなかで、効果・留意点等を整理している。5月に開催した県民いきいき活動庁内推進会議において、適切な協働の形態となるよう依頼した。</p>

<p>ついては、協働の形態を決めるに当たっては、提案者の主体性の発揮や事業における県の役割等を考慮し、どの形態がより相応しいか、事前に十分検討する必要がある。</p>	
<p>3 協働事業の実施方法について</p> <p>事業推進担当課が所管するしまね協働実践事業及び地域社会雇用創出協働事業では、事業実施年度の5月頃に事業採択が行われている。</p> <p>このため、NPO法人からは、市町村等の関係機関との調整が遅くなり協力が得られにくい場合があることや、年度内に事業を終えるのが精一杯で成果の検証を行う余裕がないことから、前年度中の事業採択や複数年度でできる事業制度を求める意見があった。</p> <p>また、NPO法人等が事業に応募する際は、提案事業に関係する県の担当課と事前に協議し、互いに合意した事業内容により応募することが原則とされているが、事業実施機関の中には、NPO法人との協議が不十分なまま事業が実施されたため、対応が十分にできなかったところも見受けられた。</p> <p>ついては、事業採択を前年度中に行うことや複数年度の事業を取り入れるなど事業実施方法の見直しを検討するとともに、事業実施機関との事前協議が適切に行われるよう配慮する必要がある。</p>	<p>3 協働事業の実施方法について</p> <p>準備期間を長くすることにより事前協議が適切に行われるよう、平成25年度しまね協働実践事業等について、募集開始時期を例年より約1か月早めた（平成25年2月25日募集開始）。</p> <p>来年度以降も同様に運用する。</p> <p>複数年度の事業採択については、必要性や効果も含め、引き続き検討していく。</p>
<p>4 市町村における取組の促進について</p> <p>NPO法人は、その活動範囲が特定の市町村エリア内であったり、特定地域の振興を図るなど市町村と関係の深い事業を行う場合が多い。</p> <p>今回監査した中にも、事業範囲や内容から見て市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業があった。</p> <p>このような事業については、事業を効率的に実施し、より多くの成果を上げるため、事前に市町村を含めた関係者が一緒になって、実施方法等を十分検討する必要があると思われるが、そうした検討が行われておらず、事業実施に当たって市町村との連携、調整が十分に行われていないものも見受けられた。</p> <p>一方で、NPO法人からは、市町村と協働したいが、協働する仕組みがないとの意見もあった。</p> <p>ついては、市町村と協働して実施することが相応しいと思われる事業については、事業実施前から関係市町村との十分な連携・調整が図られるようにするとともに、市町村が取り組む協働事業の促進を図るため、</p>	<p>4 市町村における取組の促進について</p> <p>平成25年度からは、市町村も加わった協働事業が実施できるよう、NPO・市町村を含めた3者以上で実施する多様な主体との協働推進事業を募集し、1事業（江津市+川本町+美郷町+邑南町+NPO）を採択した。</p> <p>また、市町村担当者研修会やNPOと行政職員のための協働実践講座などを通じて市町村の意見を聴くとともに、しまね県民活動支援センターと連携して市町村にとって有益な情報の提供に努めていく。</p>

<p>NPO法人が活用できる諸制度や先進的な取組事例など、市町村にとって有益な情報の提供をこれまで以上に行う必要がある。</p>	
<p>5 NPO法人等への情報発信の推進について</p> <p>協働の相手方であるNPO法人の中には、多数の会員や事務局組織、事務所を持ち、行政の支援制度をうまく活用している法人もあったが、休日も含めて打合せ等に気軽に利用できる施設が欲しいとの意見や、協働事業を実施するには事前に県の担当課との協議・合意が必要になるが、行政との接点のないNPOにとって負担が大きいとの意見もあった。</p> <p>また、中間支援組織であるしまね県民活動支援センターについて、法人設立前から活用しているNPO法人があるものの、その存在を知らないという声もあった。</p> <p>ついては、しまね県民活動支援センターの役割や取組内容、県や市町村の事業でNPO法人等との協働が可能なもの、さらにNPO法人等を対象とした支援制度などについて、これまで以上に効果的な情報発信に努める必要がある。</p>	<p>5 NPO法人等への情報発信の推進について</p> <p>しまね県民活動支援センターでは、NPOが活動する場所、施設、機材の提供、情報誌等による情報提供を行い、NPO法人の団体運営、人材育成を支援している。これに加え、NPO法改正による新制度に係る研修や相談業務の実施、また、資金調達に係る研修の実施など更なる支援機能の強化を図っている。</p> <p>こうした取組について、県ホームページや県民活動応援サイト「島根いきいき広場」等により更なる情報発信に努める。</p>

#### 島根県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成23年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員 藤間 恵一  
 同 平谷 昭  
 同 法正 良一  
 同 後藤 勇

## 平成23年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計、特別会計及び企業会計</p> <p>(1) 収入関係事務</p> <p>① 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>児童福祉施設に措置した場合に扶養義務者から徴収する児童措置費負担金については、収入等の調査をもとに負担金額を決定し、調定の上徴収しなければならないにもかかわらず、2児童福祉施設に措置した児童5名分（扶養義務者3名）の負担金額が未決定で、調定されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（益田児童相談所）</p> <hr/> <p>② 領収証書を発行していないもの</p> <p>現金をもって納付を受けたときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならないとされているが、ヒラメ種苗売払代金について、領収証書が交付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（水産技術センター）</p>	<p>① 調定すべきものが調定されていないもの</p> <p>指摘のあった未決定の5名分（扶養義務者3名）については、平成24年7月に負担金額を決定し調定した。現在、こうした事案が起こらないように、決定処理の際にはケースワーカーと連携し、扶養義務者に対して費用負担額調査票など必要書類の提出の依頼を行っている。その上で、提出の見込みがない場合は、挙証資料を公用で申請し徴取するなど、決定処理が遅延しないよう適切な執行に努めている。</p> <p>また、施設措置等児童及び納入義務者の一覧表により、負担金額の決定に漏れがないか定期的に確認を行うこととした。</p> <p>② 領収証書を発行していないもの</p> <p>平成24年度の納付分から、現金納付を受けた時点で領収証書の交付を行うよう改めた。</p>
<p>(2) 支出関係事務</p> <p>① 執行伺のないもの</p> <p>屋内運動場建築追加工事及び特別教室棟建築追加工事について、執行伺は起案されていたが、決裁がないまま執行されていた。</p> <p style="text-align: right;">（松江養護学校）</p> <hr/> <p>② 支払の時期が遅延し、延滞利息等が発生したもの</p> <p>ア 恩給受給者が死亡したことにより、その配偶者に支払うこととなった扶助料について、誤った金額を支払ったため、正当金額の支払が遅れ、延滞利息が発生していた。</p> <p>支払不足額：337,000円（33,700円×10回）</p> <p>誤支払期間：平成20年12月5日～平成23年4月5日（4半期ごと10回）</p> <p>不足額・利息の支払日：平成23年7月1日</p> <p>延滞利息：16,500円</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	<p>① 執行伺のないもの</p> <p>予算執行に際し、適正な会計手続を取るよう努め、今後このようなことがないようにする。</p> <p>② 支払の時期が遅延し、延滞利息等が発生したもの</p> <p>ア 今回の誤支出の原因となった恩給システムへの入力誤りについて、全受給者の入力状況を改めて点検し、他の者については誤りがないことを確認した。</p> <p>平成21年度から恩給の裁定、転給、失権等の決裁時に恩給システムの入力画面の写しを添付し、恩給システムの入力に誤りがないことを複数人でチェックすることとしている。</p>
<p>イ 弁護士謝金について、誤って同姓同名の別人の口座に振り込んだため、正当債権者への支払が遅</p>	<p>イ 債権者（支払先）について、執行伺作成時に財務電算に登録されている債権者情報の内容を</p>

<p>延し、延滞利息が発生していた。</p> <p>○弁護士謝金（消費者相談業務）：22,500円 当初の支払日：平成23年1月10日 正当債権者への支払日：平成24年3月22日 延滞利息：800円</p> <p>○弁護士謝金（多重債務対策特別無料相談）： 13,500円 当初の支払日：平成23年2月20日 正当債権者への支払日：平成24年3月22日 延滞利息：400円</p> <p style="text-align: right;">（環境生活総務課）</p>	<p>確認し、正当な相手方かどうか住所等によるチェックをより徹底することとした。</p> <p>また、執行伺への債権者番号の記載の徹底についても改めて課内職員に周知した。</p>
<p>ウ ADSL回線使用料（平成23年11月利用分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>回線利用料：4,955円 支払期限：平成24年1月4日 支払日：平成24年1月24日 延滞利息：39円</p> <p style="text-align: right;">（地域福祉課）</p>	<p>ウ 再発防止のため、請求書を受理した際には、迅速に支払の事務処理を行い、必ず支払期限までに支払を完了させることを課内に周知徹底した。引き続き、適正な事務処理に努めている。</p>
<p>エ 中山間地域等直接支払制度第3期対策2年目協定アンケートに係る後納郵便料金（1月分）について、支払期限を過ぎて支払ったため、延滞利息が発生していた。</p> <p>後納郵便料金：28,025円 支払期限：平成24年2月29日 支払日：平成24年3月19日 延滞利息：200円</p> <p style="text-align: right;">（農業経営課）</p>	<p>エ 今後は資金前渡者、資金前渡受領者ともに資金前渡予定をスケジュール等で把握するなど課内のチェック体制を強化し支払期限内に処理するよう努める。</p> <p>なお、後納郵便料金の支払方法については、再発防止のため口座振替払いの手続きを行った。</p>
<p>オ 初摺り機購入代金の支払が遅延したため、延滞利息が発生していた。</p> <p>購入代金：397,000円 納期限（決済日）：平成23年6月28日 支払日：平成23年10月27日 延滞利息：6,001円</p> <p style="text-align: right;">（中山間地域研究センター）</p>	<p>オ 指摘のあった事項は、当センターにおいて財務会計システムで支出帳票を起票処理し、その後、センター出納員が審査決裁したものの、財務会計システムでの審査入力を失念したため、審査未済のまま放置された結果、支払が大幅に遅延したものである。</p> <p>平成24年7月からは内部管理事務改革の一環として、会計事務が県庁に集約されたため、原則として支払にかかる帳票の起票及び審査事務を当センターでは行わなくなった。その結果、指摘事項のようなケースは発生しないものと考えるが、引き続き以下のことについて留意して再び支払遅延が発生することのないよう徹底することとした。</p>



	<p>①事務処理優先順など常に意識し、支払事務は最優先で処理する必要があることを職員に徹底する。</p> <p>②発注担当者は物品等納品完了後、適法な請求書を受理したら執行何等関係書類と一緒に速やかに県庁の総務事務センターへ送付する。</p> <p>③センター総務課職員は執行何かがセンターに返送されたら書類の確認のみでなく、財務会計システムでも処理が完了したことを確認するよう徹底する。</p>
<p>カ 職員の年末調整における住宅借入金等特別控除額の算定を誤ったため、徴収不足税額に係る延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <p>○平成21年分 不足税額：72,400円 納期限：平成22年1月12日 納付日：平成24年1月20日 延滞税：3,200円 不納付加算税：7,000円</p> <p>○平成22年分 不足税額：70,000円 納期限：平成23年1月11日 納付日：平成24年1月20日 延滞税：3,000円 不納付加算税：7,000円</p> <p style="text-align: right;">(中央病院)</p>	<p>カ 住宅控除を受けようとする者への控除額計算に当たっては、該当者から居住状況の確認や住宅ローンの借換状況が把握できるチェックシートを提出させることとし、適切な事務処理ができるように改めた。</p>

平成23年度会計定期監査の結果に関する報告書「意見」に係る処理方針等

意 見	処理方針・措置状況
<p>I 定期監査の結果に関する意見</p> <p>1 支出負担行為の出納機関への事前協議及び確認について</p> <p>支出負担行為の出納機関への事前協議は、会計規則第8条の規定により重要な支出案件について、適正な会計処理に万全を期すため、出納機関が事前に内容を了知するために設けられているものである。</p> <p>しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為でありながら事前協議がなされていないものが見受けられた。</p> <p>また、支出負担行為の確認は、支出審査の徹底を期するため、会計規則第32条により、支出負担行為担当</p>	<p>(総務事務センター、出納局)</p> <p>会計規則第8条(出納機関への事前協議)及び第32条(支出負担行為の確認)について、改めて会計関係法令の遵守を徹底するため、「支出負担行為に係る出納機関への事前協議及び確認」(平成24年12月7日付審第275号)を発出し、会計規則第8条及び第32条違反があった場合には、次の措置を行うこととしたところである。</p> <p>①出納局から違反のあった所属に対し、指示書を送付</p> <p>②当該所属から、違反理由及び事務処理改善策を会</p>

<p>者が支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならないと規定されている。</p> <p>しかし、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられている。</p> <p>については、毎年度相当数見受けられるこうした事案の発生要因の調査分析や、会計担当職員等に制度、手続の周知、指導を行い支出負担行為の事前協議、確認手続を徹底されたい。</p>	<p>計管理者あて報告</p> <p>③上記指示書の違反理由を調査分析し、会計事務研修及び「出納局だより」において職員に周知</p> <p>なお、引き続き、会計事務研修の充実強化を図るとともに、「出納局だより」の発行などにより会計事務に関する情報共有化の推進に努めている。</p>
<p>2 旅費事務の集中化に伴う事務処理について</p> <p>本県では、業務の効率化を目的として「内部管理事務改革基本計画」に基づき、平成23年10月から一部事務の集中化・一元管理を段階的に開始し、本庁及び地方機関の支払事務について、総務事務センターにおいて集中処理が行われている。</p> <p>旅費事務については、平成24年1月から旅費事務システムを導入し、各所属において職員が旅行経路や旅費計算、請求・精算額等を直接入力することとしている。</p> <p>また、旅行命令決裁者には旅行報告の確認や領収書等により旅費の精算確認をすることとされている。</p> <p>しかし、今回の定期監査では、旅行命令決裁者の領収書による金額の確認が不十分なため支払額を誤った事例等が見受けられた。</p> <p>また、同システム導入時には、事前説明会や研修は行われているが、所属においては、旅費制度の知識・理解が不十分な状況も見受けられた。</p> <p>については、旅費事務が迅速かつ適正に行えるよう各所属の実態に応じた研修・指導を充実・強化されたい。</p>	<p>(人事課、総務事務センター、出納局)</p> <p>旅費事務の適正かつ円滑な処理が行えるよう支給基準の明確化や制度の周知に努めている。</p> <p>〔具体的な取組内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の運用方針、規則の運用方針、旅費事務の手引きを改正、充実</li> <li>・ 「旅費の精算時における領収書の確認について(人事課長通知)」を发出</li> <li>・ 職員向け情報紙「すまいる通信」を発行</li> </ul> <p>また、新規採用職員研修及び会計事務研修において旅費制度に関する研修を実施するとともに、必要に応じて所属への訪問指導を実施している。</p>
<p>3 ETCカードについて</p> <p>有料道路自動料金収受システム(ETCシステム)の普及が進み、ETCカードを備えている所属が増えている。</p> <p>しかし、ETCカードによる支払をする場合には、タクシー使用の場合と同様に、使用実績が確認できるETCカードの使用簿等を備えておくことが適切であるが、使用簿を備えている所属と備えていない所属があった。</p> <p>ETCカードの管理や使用簿については、会計規則に規定はなく、取扱通知も出されていない。</p>	<p>(出納局)</p> <p>ETCカードの適正な管理や使用に関する取扱いを定め、総務部長・出納局長連名で「公用のETCカードを使用し高速道路を利用して出張する場合の取扱いについて」(平成25年7月19日付け人第335号)により通知したところである。</p> <p>取扱通知においては、公用のETCカードを使用し高速道路を利用する場合の承認基準、ETCカードの管理方法及び使用手続等を規定し、使用実績が確認できる「ETCカード使用による高速道路利用承認(報告)簿」の様式を定めた。</p>

<p>については、E T Cカードについて、適正な管理や使用するための関係規程等の整備をされたい。</p>	
<p>4 児童措置費負担金について</p> <p>児童相談所は、児童福祉施設に入所措置等した場合には、児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則により、扶養義務者から徴収する児童措置費負担金の額を決定し、扶養義務者に対して通知することとされている。</p> <p>しかしながら、負担金の額の決定がなされていないという事案が見受けられた。</p> <p>については、各児童相談所へ事務処理手続の周知徹底を図り、適切な費用徴収事務の執行に努められたい。</p>	<p>(青少年家庭課、障がい福祉課)</p> <p>指摘のあった事案については、児童相談所において既に徴収額を決定し、対象者あてに決定通知を交付している。</p> <p>各児童相談所に対して各種会議等を通じ注意喚起を行うとともに、適正処理について、再度、周知・徹底を行った。</p> <p>また、事務処理マニュアルの見直しを行い、児童相談所におけるチェック体制の強化など、事務処理手続の改善を図るとともに、定期的に各児童相談所に対し、決定状況の確認を行うこととした。</p> <p>平成25年度からは、青少年家庭課において、児童相談所への業務監査を行うこととしており、今後とも、適切な費用徴収事務の執行に努める。</p>
<p>II 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>1 委員謝金の適正な執行について</p> <p>要綱により設置された、保健所の精神障がい者社会適応訓練運営協議会における委員への謝金については、予算措置がされているにもかかわらず、各保健所によって異なった取扱いが見受けられたところである。</p> <p>については、委員謝金の執行について統一的な取扱いをされたい。</p>	<p>(障がい福祉課)</p> <p>精神障がい者社会適応訓練運営協議会における委員謝金については、委員から了解を得て謝金を支払っていない場合があり、保健所間での取扱いが異なっていたが、平成24年度から取扱いを統一し、民間委員に対しては謝金を支払うこととした。</p>
<p>2 契約書等の標準書式の改正等について</p> <p>① 履行遅滞条項について</p> <p>契約書等の標準書式において、遅延賠償金や遅延利息の率は具体的な率が記載されている。その率は政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく財務省告示で指定されている率が用いられており、近年たびたび改正されている状況にある。</p> <p>このため、長期継続契約に係る契約書に記載されている遅延賠償金及び遅延利息の率について、当該率の改正があつたにもかかわらず、変更契約が締結されていない事例や単年度の契約においても誤った率を契約書に記載して契約を締結している事例が見受けられた。</p> <p>については、適正な率が確実に適用されるように、例えば「ただし政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に</p>	<p>(出納局)</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息の率が改正された場合にも対応できるように、平成25年4月1日から適用になる遅延利息の率の改正に併せ、各種の標準契約書の遅延利息の率の記載内容を下記のとおり変更したところである。</p> <p>(平成25年3月8日付け審第354号通知)</p> <p>(変更前) 年3.1%</p> <p>(変更後) 年3.0% (政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第2項及び第3項において同じ。)</p>

<p>基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率により支払わなければならない」のような条文を標準書式に設けるなどの検討をされたい。</p>	
<p>② 標準書式の改正及び周知について</p> <p>平成23年4月の島根県暴力団排除条例の施行を受けて、平成23年9月20日付け審第226号で、契約書等の標準書式の一部が改正され、暴力団排除規定が新設された。</p> <p>しかしながら、改正された9月以降の契約においても、当該条項が記載されていない事例が多く見受けられた。</p> <p>については、各所属における契約書等は、標準書式に準拠して作成することとされていることから、必要な条項の改正を速やかに行い、その周知についても徹底を図られたい。</p>	<p>平成24年度に改正した契約書等の標準書式（支払遅延に対する遅延利息の率に関する改正）については、速やかに職員向け掲示板（ポータルサイト）を通じて全職員に周知したところである。</p> <p>今後とも、改正時期を逸することがないように留意し、ポータルサイトを通じて迅速な周知に努めるとともに、各所属に対しては標準書式による契約書の作成を会計関係研修、支出審査及び会計検査等を通じて指導していく。</p>
<p>③ 受注者の協力条項等について</p> <p>物品納入に係る会計処理については、平成21年度の業務点検委員会における実態調査等を踏まえて、物品購入に際しての納品書の徴取、收受印の押印や納入検査確認の徹底など、適正な会計処理の確保に向けた取組が図られてきたところである。</p> <p>この実態調査においては、納入業者データとの突合等も行われ、平成22年度の定期監査においても、必要に応じて業者台帳等による確認を求めてきたところである。</p> <p>については、必要な調査・確認を円滑に行い、相互けん制機能の強化を図るため、検査・監査に対する受注者の協力等を契約条件に盛り込むなど、契約・会計事務の一層の適正化に資する措置等について検討されたい。</p>	<p>他県における「受注者の県調査への協力条項」の規定状況や受注者からの問題指摘状況、条項を規定する法律的問題点等を調査した。</p> <p>その結果、協力条項は他県でも実施されており受注者との間で問題も生じていないこと、契約の自由が守られ優越的地位の濫用が行われない条項である限り法律上の問題は特になく等を確認した。</p> <p>これらの調査結果を踏まえ、県が予算執行の適正化を図るために必要に応じ行う受注者に対する調査を円滑に実施し、県と受注者との相互けん制機能の強化を図る趣旨から「受注者の県調査への協力条項」を契約書等に規定することとする。</p> <p>今後、協力条項の内容、受注者への周知の方法等を検討する。</p>
<p>3 県公有財産の管理について</p> <p>神戸川工業用水道事業の一般会計移管に関する協定書（平成24年3月16日付け）により、企業局から移管資産としてダム使用权が、土木部斐伊川神戸川対策課へ引き継がれた。</p> <p>このダム使用权は、特定多目的ダム法第15条第1項の規定により設定された志津見ダムの流水の貯留を確保する権利であり、同法第20条で物権とみなされている。また、他県では地方自治法238条1項第4号に規定する「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」として、財産管理しているものも見受けられ</p>	<p>（管財課、斐伊川神戸川対策課）</p> <p>公有財産として適切な管理を行うために、斐伊川神戸川対策課において公有財産台帳に登載した。</p> <p>また、管財課において、公有財産に係る関係規程を改正し、公有財産の範囲としてダム使用权を明示する予定である。</p>

<p>る。                  ついては、公有財産として適切な管理を行うために、台帳記載など必要とされる財産管理手続を行われたい。</p>	
<p>4 会計事務の適正な執行について                  定期監査において、収入・支出、契約、財産管理それぞれの基本的な会計事務について不適正あるいは不適切な執行が見受けられた。                  また、不動産取得税の不適正事務や県営住宅の家賃算定、港湾及び漁港施設等の使用料の算定等にかかる不適切事務、さらに建築士等への支払に対する源泉徴収漏れなど不適切な事務処理事案の判明が相次ぎ、その都度業務点検委員会が立ち上げられ、原因分析、今後に向けた予防・改善措置等がとられてきている。                  一方で、支出に係る経理事務、旅費事務等について、順次、総務事務センターへの集中処理化、あるいは本庁審査指導課への審査事務の一元化など内部管理事務改革が進められているところである。                  また、平成24年度には関係課による会計事務点検チームを立ち上げ、過去の会計事務に関する不適切事案に対する再発防止策の取組状況と会計事務全体についてチェック体制の点検作業が行われたところである。                  その結果、階層別職員研修や会計事務研修の充実強化による法令遵守の徹底や会計事務に関する知識の向上、内部管理事務改革を有効に機能させるため、会計事務に関する情報の共有化の推進、財務会計支援システムの充実、出納局による審査・指導の強化に取り組んでいくこととされている。                  ついては、こうした取組を全庁あげて推進し、会計事務の適正な執行に一層努められたい。</p>	<p>(各執行機関、出納局)                  ①会計事務研修の充実強化                  職員の会計事務に関する知識向上と法令遵守の徹底を図るため、下記の会計事務研修会を実施した。                  ・会計事務実務研修会（平成25年2月）                      ：過去の不適正事案の説明等                  ・会計事務研修会（平成25年6月）                      ：会計制度の全般に亘る研修                  ②会計事務に関する情報共有化の推進                  職員が了知すべき会計情報を迅速に提供するため「出納局だより」を平成24年度は年7回発行するとともに、平成25年3月には会計事務の疑問に答える「会計事務質疑応答集」及び「出納観察に寄せられた質疑に関する回答」の改訂版を策定し、ポータルサイトを通じ全職員に周知した。                  ③財務会計システムの充実                  平成28年度稼働予定の新財務会計システムの開発に合わせて、システムにどのようなチェック機能を持たせることが可能かを検討することとしている。                  ④出納局による審査指導の強化                  平成24年度の会計検査は、従来は未実施であった合庁入居機関も含めた全地方機関の2分の1において実施し、現場での会計事務指導を行った。                  平成25年度の会計検査は、24年度に未実施の地方機関を対象に実施するとともに、収入事務が出納審査の対象外であることから、新たに収入事務に特化した会計検査を本庁の2分の1所属を対象に実施する予定である。                  (公安委員会)                  警察においては、会計事務処理にあたり、道標となるよう独自に作成した執務資料を活用することにより、確実な業務チェックを行っている。                  また、源泉徴収事務、その他質疑の多い事柄や法令改正、制度改正により取扱いが変わった事務処理を注意喚起すべく各種資料を必要に応じて発出し、適正な会計事務に資するよう努めている。                  併せて、経験年数別の職員研修、会計事務から離れた職員への研修等きめ細やかな研修も実施してお</p>

	<p>り、会計担当職員の更なる能力及び知識の向上を図っている。</p> <p>加えて、各部の会計担当者と会計事務に関する意見交換等も行っており、情報の共有化を推進しているところでもあり、今後とも適正な会計処理の徹底を図っていく。</p>
--	--

#### 島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年10月25日

島根県監査委員	藤 間 恵 一
同	平 谷 昭
同	法 正 良 一
同	後 藤 勇

平成24年度 包括外部監査結果報告書における指摘事項・意見について

- 1 包括外部監査の特定事件
  - 出資法人等に関する財務事務について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置等
  - 次のとおり

## 平成24年度 包括外部監査結果報告書「指摘事項及び意見」に係る処理方針等

指摘事項及び意見	処理方針・措置状況
<p>I. 出資等法人の資金の活用可能性について</p> <p>1 出資等法人の預金運用に関する県の監督について〈指摘事項〉</p> <p>県は、出資等法人のペイオフ対策については、平成14年に対策を指導した以降は特段の指導を行っておらず、当該団体の自主判断に任せ、ペイオフ対策の明文化である「ペイオフ規定」の策定やペイオフ対策の実施については特に指導していなかった。</p> <p>しかし、中小の金融機関の経営環境が依然磐石ではない一方、出資等法人の中には、ペイオフは既に過去の遺物として忘れ去られた概念であると表明するところもあり、また、ペイオフの基本的理解が不十分だったりするところもあり、ペイオフ規定を持たず、またペイオフに対する意識が極めて希薄である団体が多数存在する実態に鑑み、適正手続きの観点から、少なくとも明文の内部規定が必要である。</p> <p>よって、出資等法人がペイオフ金額を超えて預金運用を行う場合、ペイオフ規定を策定しておらず、有効なペイオフ対策を講じていない場合は、県は当該団体に対して、有効なペイオフ対策がなされるよう、ペイオフ対策規定の策定を指導すべきである。</p>	<p>外郭団体に対し、ペイオフ対策及び有価証券等の適切な運用のための規程が整備されるよう、必要な項目を提示した。</p> <p>また、適切な資金運用が行われるよう研修会の開催を予定している。</p>
<p>2 出資等法人の有価証券運用に関する県の監督について〈意見〉</p> <p>県は、出資等法人の有価証券運用については、関係団体を独立運営させるとの県の基本方針のもと、当該団体の独立性・自主性を尊重し、抽象的に「安全な運用」との制限は課すものの、具体的なリスク許容範囲については当該団体の自主判断に任せ、その明文化である「運用規定」の策定については特に指導していなかった。</p> <p>また、出資等法人が保有する金融商品は、多様化・複雑化しており、個々のリスクの評価を行うことは非常に難しく、更に、当該団体のリスクの許容範囲は、当該団体の管理能力と財務体質から相対的に決せられるべきであるから、県がその運用の可否自体を指導することは困難である。</p> <p>しかし、下記で述べるとおり、出資等法人では、昨今の低金利下で高収益を上げようと、超長期国債、劣後債、ユーロ円建仕組債等、ハイリスク型の運用を伸ばしているところもある。更に、運用の管理においても、未経験者が兼務の状況で運用を行っているところも多く、</p>	<p>外郭団体に対し、ペイオフ対策及び有価証券等の適切な運用のための規程が整備されるよう、必要な項目を提示した。</p> <p>リスク管理など具体的な内容については、団体の自主的かつ健全な運営を図る観点から、元本保証など資金の安全性を確保した上で、それぞれの団体において検討されるべきものと考えているが、その運用規程が県の示した項目に沿ったものとなるよう、研修会の開催や団体の経営評価等を通じて必要な助言を行っていく。</p>

金融市場で急激な変化が発生した場合、適切な対応がとれるか疑問がある。

よって、県は、出資等法人の有価証券運用について、まず適正手続きの観点から、適切な運用規程を自主的に策定するよう指導することが望ましい。

その運用規程における有価証券運用の内容については、当該団体の管理能力や財務体質から、どのような有価証券、どのような期間、どのような内包リスクまで許容できるかについて規定し、当該団体が過度なリスクをとらないような内容とすることが望ましい。

また、県は出資等法人が策定した運用規程について、その内容が適切なものであるか評価する基準を作るよう検討することが望ましい。

3 下記理由にて、県は、出資等法人の資金の活用を検討することが望ましい。〈意見〉

(1) 出資等法人の寄付は、法的にも制度的にも可能であること

出資・出えん金の県への寄付の検討の勧奨・交渉は、県に法律的な権原・強制力はないが、出資等法人の独自の判断があれば、寄付金等の形態で、県への出資・出えん金相当額の県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能である。

現に過去、環境保健公社が出資・出えん金を県への寄付金として返上している実績がある。また、しまね海洋館については、内部留保金の寄付を行った実績がある。

(2) 県は、将来の資金不足に備える必要があること

県は、将来、資金不足となる可能性が高い。

即ち、県への地方交付税交付金は、年4回に分けて交付されるため、一時的に資金不足が生じていたが、近年は、「基金の繰替運用」により対応してきた。

この「基金の繰替運用」は、県が基金として積立てている資金を、条例によって一定の要件を定めた上で、短期的に一般会計等に繰替えて利用する制度であり、コスト負担をして外部から資金調達するのではなく、内部の資金を有効に利用する方法であるから、効率的な資金運用だといえ、繰替運用額は約903億円に上っていた（平成25年1月31日現在）。

しかし、基金は、平成25年1月末日時点で993億円に上るが、今後、この基金は減少する。

そうすると、繰替え運用可能額が減少し、県は、外部からの短期借入を行なわざるを得ない状況となる。

4 (1)、(2)、(3)に記載のとおり。



一方、今回対象となった出資等法人22団体は、有価証券と預金を含めて、約578億円の運用をしている。

この資金が利用できたら、県の資金繰りは心配なくなる。

(3) 県の指針に反しないこと

県は、平成12年2月の「外郭団体見直し」において、統廃合を進めると同時に、残存する団体には独立独歩の方針を作成した。

そうすると、県が、一度出資・出捐した資金を事実上回収すると、この指針に反するようにも思える。

しかし、この運用資金の活用は、寄付を促す場合には、余剰資金の範囲内を前提とし、関係法人等を含むキャッシュ・マネジメント体制の導入ないし共同運用機関・特金等を利用した投資システムの導入の場合は、あくまで、団体が自主的に運用の方針を決定するものであり、法人格の財務の独立性を妨げるものではない。

(4) 出資等法人が、低金利下で運用収益を上げようと、管理能力以上のリスクをとっている場合もあること

関係法人のほとんどは、有価証券を満期保有有価証券として扱っており、財務会計上は、有価証券の時価が下がっても、その損失が財務諸表上顕在化せず、経営上の影響は無い。即ち、直利の高い超長期国債やユーロ円建仕組債は、仮に金利が上昇したりインデックスが不利に動いて、債券価格が暴落しても、信用リスクは問題にならないから、強制評価減の対象にもならず、財務諸表上は、その損失が顕在化しないから、安心して買えるという判断がある。

しかし、長期的に不利な債券運用をする結果となれば、将来にツケをまわすことになりかねない。

よって、出資等法人単独に運用を任せていると、将来に禍根を残す運用となる懸念がある。

(5) 出資等法人は、ペイオフ対応に関心が低いこと

出資等法人には、ペイオフの基本的理解が不十分だったり、運用収益確保をするため、ペイオフ対策を非常に脆弱な状況にしている団体がある。

(6) 資産運用の必要性が消滅・減少している場合があること

関係法人等においては、その団体毎に収益構造、資産・負債構造から異なり、資産運用の必要性・有効性が異なり、また、経年変化により、その必要性が消滅していると思われる団体がある。

<p>(7) 出資等法人の管理評価が不明確になっていること</p> <p>出資等法人において、県の一般会計からの支出された出資・出えん金は、「県全体」として見れば、公債費用に見合う「資金調達コスト」が発生しているはずである。</p> <p>しかし、関係法人において出資・出えん金見合いのコストが認識されていないため、たまたま出資・出えん金額が大きく設定された関係法人ほど、運用収入が多額となり、財務状況が一見したところ良いように、即ち、政策のコストが小さいように見え、県から良い評価を受けてしまうという問題がある。</p> <p>したがって、県の出資・出えん金による運用益を切り離さないと、関係法人等の経営評価が適切に行えない。</p>	
<p>4 出資・出えん金の活用方法につき、下記を検討することが望ましい。〈意見〉</p> <p>(1) 寄付の依頼・交渉</p> <p>県は、各関係団体の資産運用状況と財務状況を個別に検討し、寄付の依頼が可能かをチェックし、可能であれば、「寄付」を求めることが望ましい。</p> <p>(2) 出資等法人を含むキャッシュ・マネジメント体制の構築</p> <p>① 概要</p> <p>出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行し、資金を吸収する体制、即ち、出資等法人を含めた島根県グループ全体の「キャッシュ・マネジメント」の構築を、資金活用の一方法として検討し、結果として、県の資金の効率化・高度化・スリム化を推進することが望ましい。</p> <p>これは、関係法人等の法人格は独立性を維持しながら、財務については県で一括管理するという方法である。例えば、民間では、子会社は業務に特化させながら、財務オペレーションや資金繰り業務については、本社の財務部門や金融子会社などに一元化（包括的・連結キャッシュ・マネジメント）を行ない、グループ全体としての効率的経営を実践するような場合である。</p> <p>②～③ 〔略〕</p>	<p>県への寄付については、資金使途の確定の有無や資金運用益の確保の必要性等安定的な運営の確保、県以外の出資者との関係等を点検した結果、いずれの団体も県への寄付が可能と認められる状況ではなかった。</p> <p>出資等法人が県へ現金を一時貸付する場合、ペイオフ対策が不要となる点についてはメリットが認められるものの、出資等法人の運営のためには、一時貸付利子は現在出資等法人が行っている預金利子（大口預金、プライムレート）と同等かそれ以上の利子が必要になる。</p> <p>片や、県が一時借入する場合、可能な限り借入利息を小さくするように借入先や借入条件を選択すべきであり、借入先を出資等法人に特定し求めに応じた利息を払うことはできない。</p> <p>このように、県が出資等法人から一時借入をすることについては、出資等法人と県で利益が相反するため実施</p>

④ 具体的手法としては、下記のとおりである。

(A) 県は、まず、どのタイミングで資金繰りに注意すればよいかを把握し、「一時借入金」の手当、支払の繰延、余剰資金の運用その他キャッシュフローマネジメントに必要な手段を講じ、資金需要に応じた機動的な資金調達準備を行うべきである。

(B) 県は、資金繰り（キャッシュ・マネジメント）と、出資等法人の資金運用の県の資金調達の満期日をマッチングさせつつ、出資等法人に、機動的に有価証券を発行する。

この点、県は、中・長期にわたる安定的な民間資金確保、市場原理に基づく資金調達のため、平成18年度から、公募債による資金調達を開始し、5年債、10年債を発行している。

しかし、公募債は、適時に発行できず、期限も制約的である。そこで、随時発行で期間を自由に設定できる私募プログラム等も並行して活用する。

### (3) 出資等法人による共同運用体制構築の斡旋導入

#### ① 概要

出資等法人から、直接県への資金の還流が困難の場合、かつ、県が、出資等法人の資金需要に合わせて機動的に県債等を発行したりする機能を持つことが技術上困難な場合、県が中核となって、出資等法人が共同で、運用代理人等に対し、県債を中心に運用する金銭信託を行うとの体制構築の斡旋を行うことが望ましい。

これは、県と出資等法人グループ全体の「キャッシュ・マネジメント」の「外注化」である。

#### ② 具体的手法

まず、出資等法人が共同して、信託銀行等に金銭を信託し、運用機関（アセットマネジメント会社等）に対して資金運用を依頼するものである。その際、運用機関に対しては、県の資金ニーズと出資等法人の運用ニーズを最大限マッチングさせ、首位的には島根県債での運用を行い、補完的に他の商品で運用することとの契約をする。

一番単純には、共同運用機関に対して、例えば、「県の発行する有価証券等」、即ち島根県債を中心に運用するという条件を付した上で、特金を設定してもらい、出資等法人に、運用先を当該特金に集中

は困難と考えられる。

出資等法人による島根県債の機動的な引き受けについては、島根県債は市場に流通する金融商品の一つに過ぎず、出資等法人が敢えて島根県債を購入することによるメリットはない。また、県も市場公募債の発行などにより市場から資金調達を行っており、島根県債を出資等法人に引き受けさせるメリットはない。

以上のことから、一時借入や県債引き受けなどによるキャッシュマネジメント体制を構築することは考えていない。

島根県債を中心とした運用であれば、出資等法人が自らの判断により実施可能である。運用を共同運用機構に外注した場合には、運用益に比較してコストのウェイトが大きくなるため、共同運用によるメリットは少ないと考えている。

また、出資等法人の資金運用については、リスクの認識及び評価をした上で行うよう各団体に周知したところであり、外部委託を要するような団体の運用管理能力を超えた運用は必要とされていない。

以上のことから、県として共同運用体制構築の斡旋を行うことは考えていない。

<p>してもらおうという方法である。</p> <p>③ 評価</p> <p>このスキームは、キャッシュ・マネジメントの外注化であり、費用面で委託費の発生等のコストがかかるが、いわゆる運用のプロに運用を委託するものであり、金融市場の複雑化・多様化への対応・リスク回避と出資等法人の運用管理能力の限界を考えると、有効な選択肢と評価しうる。</p>	
<p>II. 指定管理者制度について</p> <p>1 各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すること〈指摘事項〉</p> <p>指定管理者の指定手続等について、県では、通則的な条例・規則等が制定されておらず、制度の運用全般及び詳細については「ガイドライン」によっている。</p> <p>しかし、ガイドラインは、所管課はじめ県の内部で制度を適正に運用するための技術的なものである。</p> <p>また、従来、公の施設の管理委託は、適正な管理水準を維持するとの観点から、管理委託者が限定されていた。</p> <p>よって、適正な管理水準を維持すると同時に、広く適格者を募るため、選定手続きの公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>そこで、指定管理者の指定手続等について、募集方法、応募資格、募集要項に示すべき事項、募集時に公表すべき資料、指定の申請に関する事項、選定委員会に関する事項（設置、委員の構成等）、選定基準、選定結果の通知・公表等、各施設における指定管理者選定手続等の共通事項の標準的な規定を整備・公開すべきである。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、指摘事項について、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>2 公募期間を伸長すること〈指摘事項〉</p> <p>ガイドラインによると、公募期間は最低限40日間は確保するとされているが、指定管理者の受託は、人員的にも設備的にも大きな投資が必要であるから、事前に十分な情報を得て、経営や事業計画を検討する必要があり、十分な熟慮期間を与えなければ、応募者が限定されていくことは避けられない。</p> <p>よって、広く一般民間事業者等の参加を求めるため、最低でも2か月程度の期間は設けるべきである。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>3 選定基準等の公表時期を公募と同じにすること〈指摘事項〉</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者の選定基準等の検討・公表は、公募期間半ばまでの対応が必要（公表に合わせて選定基準等を公表するのが望ましい）とされている。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県</p>

<p>る。</p> <p>しかし、選定基準は、民間企業等が応募するか否かを決定する最大の考慮要素であるから、広く一般民間事業者等の参加を求めるためには、明確な選定基準を、時間的な余裕をもって提示することが必要である。</p> <p>よって、選定基準等は、公募と同時に公表するよう規定すべきである。</p>	<p>の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>4 外部委員の選定基準を公表すること、選定委員会で外部委員比率を高めること〈意見〉</p> <p>ガイドラインによると、指定管理者を選定する委員会は、外部委員を含めた構成とするとされている。</p> <p>しかし、外部委員の適格性については、何らの基準もなく、人選は所管課に任せられており、利害関係人の参画を排除する制度的な担保がない。また、外部委員の人数についても具体的な規定が無い。</p> <p>よって、公平な審査・選定を担保するため、外部委員の適格性の基準を明確にし、選定委員会では、少なくとも外部委員を過半数とすべきことが望まれる。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>5 協定書等に、労働法令遵守や雇用・労働条件への配慮規定を記載すること〈意見〉</p> <p>指定管理者が労働法令を遵守するのは当然であり、また、適正な管理運営の確保・サービスの向上には、適切な労働条件の保持が必要である。</p> <p>平成22年の総務省通知でも、指定管理者の選定にあたって、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意すべきとされている。</p> <p>そこで、指定管理者の選定時に、これらについて選定基準等で示すとともに、協定書に関係法令を列挙して記載し、また、指定管理業務の評価項目に取り入れるなどして、県においてチェックすることが望まれる。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>6 指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討すること〈意見〉</p> <p>県では、指定管理期間にかかる指定管理料の総額について、包括的に、債務負担行為を設定している。</p> <p>そうすると、指定管理者にとっては、指定管理の全期間にわたり予算措置の裏付けがあると言え、安心して事業を継続することができる。更に、指定管理者がコストの削減努力を行って利益を計上した場合も、翌年度の指定管理料は不変であるから、削減努力を継続するモチベーションが維持できる。</p> <p>また、議会や県民にとっても、指定管理契約に表示さ</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>

<p>れた債務金額の総額が、県の負担する債務額として付議されることで、県の予算上、次年度以降の負担も含めて判断されることになり、県の財政について正確な情報を得られる。</p> <p>よって、指定管理期間中、管理料を変更しないことには合理的な理由がある。</p> <p>しかし、長期間において、指定管理料を固定することになるから、その正確性が重要である。</p> <p>特に、費用については予測可能性が高いが、利用料金収入については、流行、競争相手の出現等多様な外部環境の評価が必要であり、県の所管課だけでなく、現場の意見も取り込んで見込額を算出すべきである。</p> <p>よって、県と指定管理者の相互理解を深め、信頼関係をさらに構築するためにも、相互に十分な意見交換をする等、指定管理料の積算の考え方を共有できる手法の構築を検討することが望まれる。</p>	
<p>7 指定管理者選定手続等の規定において、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開すること〈意見〉</p> <p>各施設設置条例及びガイドラインによると、「特別の事情があると認める場合」には、公募によらないことが可能である。</p> <p>しかし、県によると、ガイドラインにおいて、「特別の事情があると認める場合」がどのような場合かについての基準は特に無いため、所管課が、個別具体的に判断しているという説明であった。</p> <p>この点について、指定管理者制度の目的を達成するためには、指定管理者を選定する際に競争性が確保される必要があるから、指定管理者の選定は、公募を原則とすべきであり、公募にしない場合は、その明確な理由が必要である。そして、公募にするか否かの判断過程についても、公開性・透明性の確保が必要である。</p> <p>よって、指定管理者選定手続等の規定において、例示列挙などにより、公募にしない場合の要件・基準を設け、公開すべきである。</p> <p>県は、ケースバイケースであるから、要件・基準の作成と開示は難しいとする。</p> <p>しかし、指定管理者制度の公開性・透明性確保の重要性にかんがみ、公募にしない場合の例示的な要件・基準を設け、公開することが望ましい。</p>	<p>平成27年度に予定している次期指定管理者一斉更新に向けたガイドライン見直しの中で、実態を踏まえ、他県の状況も参考にしながら、検討を行う。（新ガイドライン年度内策定予定）</p>
<p>Ⅲ．各団体に対する指摘事項及び意見</p> <p>【1】財団法人くにびきメッセ（所管課：商工政策課）</p>	

<p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、運用についての有価証券運用規定を明文で作成しているが、最近の有価証券市場は、超長期国債、劣後債、仕組債等が出現し、その進化は著しい一方、有価証券運用担当者は兼任でもあり、投資経験も無いとのことであるから、多様化・複雑化するリスクに対応したものに、適宜、網羅・厳密化することが望ましい。</p> <p>また、超長期国債が3.7億円あり、満期保有目的有価証券として保有（損失は財務会計上顕出しない）しているので、損益上に時価変動が反映されることは無いと思われるが、長期金利が大きく上昇すると、時価が大きく崩れ、途中換金ができなくなるので念のため、管理会計上、時価の把握することも視野に入れることが望まれる。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>まず、当団体は、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的な対策もしていない一方、特定の銀行に1.8億円の定期預金をしていることから、ペイオフ規定の策定及び具体的な対策が必要である。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉</p> <p>メッセは、活発な誘致活動により、国内外からの高い評価を受け、独自の誘致活動も行う方針である。</p> <p>この当団体の積極的な事業姿勢は、県の発展に貢献するものとして、評価に値すると考えるので、資産の95%に上る金融資産を積極活用し、より戦略的事业に投ずることも検討して欲しい。</p>	<p>有価証券運用規定については、今後検討していきたい。</p> <p>なお、保有している有価証券は、現状においては売買目的の有価証券とみなされており、期末日の市場価格等に基づき時価評価を行っている。</p> <p>ペイオフ規定の策定及び具体的な対策については、県内の他の金融機関への預金も含めて今後検討したい。</p> <p>当財団は、平成25年4月1日より一般財団に移行し、公益目的支出計画に従い事業を行っていく中で、定款で定める目的を達成するため、積極的な事業活動を実施することとしている。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>〈意見〉</p> <p>資産の95%に上る金融資産について、県への寄付の検討を勧奨・交渉することが望ましい。</p> <p>もっとも、上記について、下記を留保する。</p> <p>(A) 余剰資金金額について</p> <p>確かに、当団体は、金融資産比率は高く、使用目的が特定されていない資金が存在し、当団体全体の利益に対する運用益依存度は6.1%と低い。</p> <p>この点、余剰資金の金額の算定について、「使用</p>	<p>当財団は基本財産の運用益を財源にコンベンションの誘致・支援活動を行い産業振興、地域経済の活性化などに寄与することを目的として、県、松江市及び地元産業界の出捐により設立された財団であり、出捐金は使用目的が特定されている。</p>

目的が特定」されていても、単なる運用収益を生むための資金の場合、余裕資金に算入すべきか否か等、監査人と団体の間で見解の分かれるところがある。

もっとも、この差異については、資産の使用目的の特定「度合い」とその内容による切り分けの問題であり、余剰資金金額の確定は、県の総合判断に期待する。

なお、当団体の「退職給付引当預金」と「減価償却引当預金」（合計32百万円）については、任意の積み立てではあるが、特定資産であり、余剰資金には算入すべきではないと考える。また、当団体の「特別積立金」（38百万円）も、「修繕目的」として位置づけられており、特定資産として、余剰金に算入すべきでないと考える。

(B) 当団体の事業発展性を阻害しない範囲での交渉の必要性について

当団体に対しては、県の出資・出えんの割合も50%を超え、指定管理者でもあるから、県には、事実上の発言権があると考ええる。

もっとも、当団体は、事業の重要性・積極性があり、独自の運営維持の意向もある。また、事業推進の積極性のある団体から資金を過度に回収するより、現場の専門家に投資を行わせることが、より資金の効用は高いと考える。

よって、単純に余剰資金の認定を行ない、回収をはかるべきではないし、県が回収するとしても、会館の大規模修繕や設備投資等に充当すべきであると考ええる。貴重な金融資産を、本事業の発展のために総合的に活用することが必要だと考える。

(2) その他の事項について

〈意見〉・・・設備投資の準備

県は、公の施設について、機能の維持・向上のため、県予算の中長期見直しの中で大規模修繕などを整理し、メッセの施設設備等についても、「保全計画」に基づき、今後5年間をかけて、毎年度計画的に設備改修・修繕を行っていくと回答している。

もっとも、メッセは、建設後相当期間が経過し、全体の老朽化が進んでいる。また、当団体は、今後、一般財団法人への移行計画において、基本財産を基に新規事業の実施など積極的な事業展開を図っていくこととしている。

また、コンベンション事業自体は支出超過の状態の中で、出捐金の寄附により運用益が減少すると、事業継続が困難になることや、団体の設立経緯から県が寄付を要請することについて、他の出資者と調整することは困難と考えられる。

以上のことを踏まえ、寄付の要請は行わない。

産業交流会館の施設の維持・向上については、平成24年度に策定した保全計画に基づき、毎年度計画的に設備改修・修繕を行っていくとともに、必要に応じて対応していく。



<p>よって、当団体の積極姿勢を鑑み、当事業のソフト・ハード両面での総合的な展開のため、今まで以上に、県の責務として、所有施設の維持・向上に万全な対応・積極的な支援を行うことが望ましい。</p>	
<p>【2】財団法人しまね海洋館（所管課：地域政策課） 団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈意見〉 担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。</p> <p>(2) 預金運用について 〈指摘事項〉 当団体は、特定の銀行に、3億円近い資金を普通預金にしており、ペイオフ対策規定も無く、ペイオフの具体的な対策も何もしていないから、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p>	<p>平成25年4月に、「公益財団法人しまね海洋館財産管理運用規程」及び「公益財団法人しまね海洋館資金運用要綱」を策定し、その中で有価証券運用規定についても明文化した。</p> <p>営業に必要な運転資金以外の資金については、新たに定期預金での運用や県債での運用の増額などを検討している。</p> <p>金融機関のディスクロージャー情報を収集、信用リスクについて分析し、リスクがあれば機動的に預金の引き上げができるよう準備している。</p> <p>ペイオフ規定の策定については、検討をしているところ。</p>
<p>【3】公益財団法人しまね国際センター（所管課：文化国際課） 団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉・・・タイムリーな時価認識 当団体は、会計方針として、時価評価すると同時に、超長期国債、事業債、劣後債を保有している。 当団体は、多くの団体と異なり、有価証券を時価評価している。 そのため、金利上昇等で、金融資産に数億円単位で損失を計上する必要性が出てくる可能性がある。 この点、当団体は、「市場の動向を注視しながら安全、適正かつ効率的に運用する」方針であることを表明している。更に、経験者を専任の有価証券運用担当者として配置し、管理体制は十分としている。 しかし、有価証券市場の変化は早く大きい。一方、当団体は、有価証券の売買等の決裁は理事長決裁とし</p>	<p>次のとおり措置済みである。</p> <p>①債券市場の動向を毎日注視する。</p> <p>②債券市場で大きな値動きがあれば証券会社から連絡がある。</p> <p>③毎月、証券会社から市場の情報とレポートを受ける。</p> <p>④決裁を携帯電話で迅速に行う。</p>

<p>ていることもあり、運用担当者だけでは売買できない。</p> <p>よって、運用体制（フロント業務）の充実に加えて、よりスムーズなリスク対応ができるよう、タイムリーな時価把握ができるようなリスク管理体制（ミドル業務）の整備・迅速な意思決定の担保が必要であると考えます。</p> <p>〈意見〉・・・運用規定の厳密化</p> <p>当団体は、運用規定を持ってはいるが、投資可能な有価証券の範囲として国債・地方債、政府保証債、事業債、劣後債、仕組債とあらゆる種類の有価証券に投資可能な幅広のものであり、他団体と比較しても緩めの制限である。</p> <p>この点について、当団体は、「資金運用計画」により制限をかけているとのことであるが、他の団体と比べてリスクをとっていることから、より高度で厳密なリスク管理のため、運用規定の内容をより厳密化すべきである。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、1.3億円の預金をおいている。</p> <p>この点について、当団体としては、系統金融機関（信用金庫）は、利回りも比較的高く、また、上部団体の指導もあり比較的安全であるとの理解により、集中させたとのことである。</p> <p>もっとも、当団体とすると、満期到来次第、ペイオフ対策を具体化する方針であるとのこと。</p> <p>については、実効性のある対策を確実に実行されることが望ましい。</p> <p>なお、また、比較的、預金運用金額が大きいことから、ペイオフ対策規定の策定も望まれる。</p>	<p>平成25年7月、資産運用規程の見直しを行った。主な改正点は以下のとおり。</p> <p>①預貯金は円建て預貯金のみとした。</p> <p>②通常運用する債券から外国債券、円建てユーロ債、サムライ債等ははずし、理事会の判断とした。</p> <p>③超長期債の期間は、原則20年までとした。</p> <p>平成25年7月、資産運用規程に次のとおりペイオフ対策を盛り込み、実行している。</p> <p>・預金については、銀行の格付けに注視するとともにディスクロージャー誌などで経営状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、大口定期預金（1年）は、満期後、短期国債、公社債投信などに切替える。</p>
<p>【4】公益財団法人しまね自然と環境財団（所管課：自然環境課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>担当者が交代した場合のこともあり、運用を明文化した方がよいと考える。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>担当者が交代した場合のこともあり、ペイオフ規定</p>	<p>県の方針に沿って規定を整備する。</p> <p>既にペイオフ対策は行っているが、</p>

<p>を作成したほうがよいと考える。</p> <p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体の運用資金は2億円あまりと小さく安全重視で運用されていること、自然を相手とする研究型・設備型の施設運営でもあり、不意の支出も予想されるので、慎重に検討したうえで、交渉すべきである。</p>	<p>県の方針に沿って規定を整備する。</p> <p>県からの出捐金は基本財産に位置づけられ、運用益が団体の運営費に充てられている。</p> <p>また、経常収支はマイナスであり、仮に運用益がなくなった場合、赤字は更に拡大することとなる。</p> <p>以上のことを踏まえ、寄附の要請は行わない。</p>
<p>【5】公益財団法人しまね文化振興財団（所管課：文化国際課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉</p> <p>(A) 運用規定策定について</p> <p>運用資産の総合利回りは0.7%程度と、利回りの的にはミドルリスクミドルリターンの数字であり、仕組債を除けば、穏当な運用である。</p> <p>しかし、規定上、仕組債まで購入可としているのであるから、それに内包するリスク等について、詳細な運用規定を策定すべきである。</p> <p>(B) 仕組債の管理について</p> <p>ユーロ円建仕組債2口は、いずれもオーストラリアドル為替にリンクしたものであるが、当団体には、オーストラリアドル為替をヘッジするような業務は無い。</p> <p>また、当団体には、オーストラリアドルの為替動向を組織的に観察する体制も備わっておらず、リス</p>	<p>平成18年度から金融機関で長年の実務経験を積んだ者を職員として配置するとともに、資金運用については、平成24年10月1日の公益財団法人認定を受け、財務状況をより明確にするため「会計処理規程」を改定し、資金運用状況を理事会に報告することを定めたところである。</p> <p>今回の指摘を受け、新たに「資金運用要綱」を制定し、仕組債など比較的大きなリスクを内包する債券の運用については、理事会の承認事項とした。また、リスクの低い資金運用に当たっても、実務担当者及び運用管理責任者を明確にし、リスク回避のチェックができる体制とし、細部にわたってさらに資金運用体制を強化した。</p> <p>全ての「仕組債」（150,000千円）は、監査以降に、繰り上げ償還条項により満期を繰り上げて全額が償還され、現在は残高がない。</p>

クを機動的にコントロールするまでは難しいと思われる。

よって、当団体は、最低限の対応として、既収の利益と将来のリスク等を比較計算し、為替がいくら変動したらどうするか等の対応方針を事前策定しておくことが必要である。

(C) 時価管理について

保有有価証券は、満期保有有価証券であり、時価の損益は計上しない。また、公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。

しかし、ユーロ円建仕組債も、為替動向次第で、無利息の30年債となる債券であるから、場合によっては、大幅に時価が減価する可能性がある。

よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。

(2) 預金運用について

〈意見〉

指摘事項とはしないが、ペイオフ対策としては、短期国債運用、預金分散等、多少の選択肢があり、また、決済性預金へ振り替えたとしても、失う利息金額は非常に小額である。

また、いくら経営が安定していると言われる山陰合同銀行であっても、資産ポジション上、1兆円規模の長期国債投資を行い長期金利上昇リスクをとっている。そうすると、仮に、保有国債の時価が1割下落した場合（保有金額は不変とする）は、経常利益を大きく上回る損失を計上することになる。金融機関は機動的なリスク管理をしており、損失発生前に、売却等を行うと思われ、経営に波及することは無いとは思いつものの、金融機関は、潜在的に非常に大きなリスクに日々直面していると言っても過言では無い。そして、当団体の同行の経営に対する信頼の根拠については、特に説明されていない。

したがって、当団体が、多額の預金を山陰合同銀行に継続存置する場合には、その運用資金はもともとは県民のお金であり、その安全性を確保する必要は高いことから、当団体は、金融環境の変化を注視し、実証的に、山陰合同銀行の経営評価をすることが望ましいと考える。

25年3月期決算から全ての有価証券について時価を把握し、決算書注記として公表した。今後も決算時に同様に取り扱うことにしている。

なお、全ての「仕組債」（150,000千円）は、監査以降に、繰り上げ償還条項により満期を繰り上げて全額が償還され、現在は残高がない。

ペイオフ対策として、預け入れができる預金の中に「決済性預金」を「資金運用要綱」に明示し、金融機関の経営状況によっては機動的な預け替え対応ができるようにした。

また、ペイオフ対象となる金融機関については、「資金運用要綱」の中に経営状況を具体的に検証する方法を盛り込み、経営の健全性を把握することとした。

県に対する個別指摘事項

(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について

<p>〈意見〉</p> <p>当団体は、県の100%出資・出えん先であり、指定管理を含む県からの支出が、収入の6割を超え強力な影響力があると思われる。</p> <p>もっとも、当団体は、正味財産が減少する赤字経営をしており、更に、運用資金のうち、「運用財産積立預金」は、財団が本県の文化振興の中核を担う組織として十分役割を發揮できるよう、県が、事前に支出した準備金的性格の出えん金である。そうすると、他の特定目的の資金を除くと、県への寄付の検討の勧奨・交渉が可能となる資金は、小額となる。そして、それも当団体によると、県からの出捐金は、文化事業を行うための取り崩しを前提とした運用財産であること、また、独自事業の部分についても、県の文化振興を図っていくために赤字覚悟で取り崩しをしているとする。</p> <p>毎年の正味財産の減少額は変動する可能性が大きいですが、平成23年度の赤字は73百万円に上ることから、運用財産積立金の残額は、10年待たずに枯渇することが予想される。</p> <p>よって、県は、当団体と中長期的視点での計画を策定し、県への寄付可能な金額は無いかを慎重に検討の上で、仮にそれがあれば、寄付の勧奨・交渉をすべきである。</p>	<p>運用財産積立預金は、10年程度の長期的視点に立って継続的に文化事業を実施できるよう、取崩を前提として出捐を行ったものであり、使用目的は特定されている。</p> <p>現在、運用財産積立金の残高は、当面の事業計画から見ても過大であるとは言えず、寄付の要請は行わない。</p>
<p>【6】公益財団法人島根県みどりの担い手育成基金（所管課：林業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体の有価証券運用総額は、約15億円で、8割りが国債。国債のうち、2/3が長期国債、1/3が短期国債である。残りは地方債である。</p> <p>よって、信用リスクについてはきわめて限定的にしかっていない。また、運用金額のうち最大の400百万円は、金利リスクの大きい20年物の超長期国債で運用されているが、残余の国債は10年のものであり、実際の残存期間もバラけている。</p> <p>よって、金利リスクが過大とは言えず、その運用益は25百万円、運用利回りは1.4%にとどまり、長期債運用により比較的高利回りを出しているといえるが、ミドルリスクミドルターン型の運用であるといえる。</p> <p>もっとも、当団体は、運用として20年までの国債と</p>	<p>県の指導に基づき、詳細な投資管理規程を策定する。</p>

<p>地方債への投資に限ってはいるが、運用規定そのものは策定していない。また、投資は、未経験者の総務担当者が兼務で投資を行なっている。</p> <p>よって、より詳細な投資管理規定の策定が必要であると考ええる。</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、会計方針として、満期保有目的有価証券として、時価評価していないこと、また、国債中心の運用であり、信用リスクは小さく、時価が崩れても、洗い替えの必要は乏しいと思える。</p> <p>もっとも、超長期国債の投資が比較的大きい。</p> <p>よって、時価の把握も視野に入れて管理することが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体は、特定の金融機関（信用金庫）に、55百万円の預金をおいている。</p> <p>しかし、当団体は、ペイオフ対策規定は無く、また、ペイオフ対策は、金融機関の財務状況をチェックするにとどまる。</p> <p>よって、早急に、規定の策定とペイオフ対策をすべきである。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉・・・取り崩し手続の煩雑さについて</p> <p>当団体は、直近2年度において一般正味財産増減に赤字が生じており、特に平成22年度は基本財産の取り崩しを行っている。</p> <p>当団体の定款第5条4項によると、当団体が、基本財産の一部処分および基本財産からの除外を行う際は、理事会および評議員会の承認が必要となっている。</p> <p>しかし、基本財産を取り崩して不足に充当することが予定されている団体なのであるから、煩雑な手続は、法人運営上、非効率である。</p> <p>この点について、そもそも取り崩しが予定されている財産については、基本財産ではなく、具体的な使用計画を作成して特定資産の形で保有し、その使用目的に合致する限りにおいて自由に取り崩しができるようにすべきであると考ええる。</p>	<p>今後、定期的に時価の把握を行い、理事会等に報告する。</p> <p>県の指導に基づき、早急にペイオフ対策の規定を策定するとともに、これに基づく対策を実施する。</p> <p>平成24年4月1日付けで公益財団法人への移行に伴って、基本財産を特定資産に移行した。</p> <p>また、「中期事業計画」（平成24～29年度）に基づき特定資産を取り崩し、事業を実施することとしている。</p> <p>なお、特定資産の管理については、「特定資産管理規程」に基づき資産の維持、取得、処分、運用等を実施している。</p>
<p>【7】島根県漁業信用基金協会（所管課：水産課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p>	

## 〈指摘事項〉

ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備

当団体の有価証券運用総額は、約25億円で、その運用益は48百万円であるから、運用利回りが1.8%と高利回り運用を志向している。

この点、運用内訳をみると、国債より利回りが高い政保債が一番多く、次いで、長期国債を保有する。そして、保有する国債・政保債は、期間10年から20年であるから、金利リスクをとって、運用利回りを上げていると言える。

また、一方で、劣後債を2億円保有しており、信用リスクも、全体の1割の運用でとっていると言える。

よって、ハイリスク型運用に対応する規定の厳密化と体制の整備が必要であると考ええる。

## 〈意見〉

当団体は、会計処理として、有価証券投資を満期保有目的有価証券とせず、評価損益を資本直入れ法をとっている。そのため、債券の時価変動がバランスシートに実現する。そのため、市場変動により、数億円単位での損益が発生し、含み損ではなく、純資産から増減させられる。

この点、当団体は、時価変動を認識する会計処理を行っていることもあり、開示の点では非常に健全であるといえる。

また、有価証券の時価は、日々変動するので、本来、リアルタイムで把握し、リスク管理を行ない、機動的に売買する必要がある。

この点、当団体によると、有価証券の時価を「毎日」把握できる方策を講じ、また、売買も機動的にできる意思決定構造としているとのこと。

そうであれば、リスク管理の観点からも、健全であるといえる。

もっとも、当団体の運用管理は、未経験者である専務理事が、兼務で行っている。

よって、実際に、有価証券が元本割れとなるような時に、当団体において、機動的な意思判断を行い、有価証券売買を行い、損失の発生を回避できるよう、投資の習熟をはかることが望まれる。

## (2) 預金運用について

## 〈意見〉

預金は全額、JFしまね漁協に、定期預金146百万円

安全性を重視した運用とする旨、規定の厳密化について検討する。

常勤役職員による検討会を定期的で開催し、保有債券の時価評価、格付け、動向等を検証することで、機動的な意思判断を行い、損失が回避できるよう努める。

運用セミナー等を活用した研鑽により、習熟を図りたい。

県の指導に基づき、ペイオフ対策の

<p>を預け入れているが、業務の性質上、預金先をJFしまね漁協の1機関とすること自体は不合理とはいえない。</p> <p>しかしながら、ペイオフ対策規定も無く、また、ペイオフの具体的対策もとっていない。</p> <p>また系統金融機関は、上部金融機関は磐石で、強力な経営指導があるとしても、下部機関の財務体質は問題があるところも多いと思われる。</p> <p>よって、何らかのペイオフ対応は検討した方が安心と考える。</p>	<p>規定を策定する。</p> <p>金融機関1箇所への預金額を減額する等により、リスク管理対策に既に着手している。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について (意見)</p> <p>当団体では、将来の新造船が期待できるとしているが、現在、具体的な設備投資にかかる保証申し込みも無く、予想にしか過ぎない。</p> <p>もっとも、保証の申し込みが無い状態であるとしても、島根の水産業の発展のため、当団体の事業の重要性・必要性は高く、保証の需要が具体化した際には、即応できる状況でなくてはならない。</p> <p>よって、県において、事業の継続を前提に、制度的制約を検証し、類似他機関において当団体業務の代替性があるか、業務委託できるか、再編の可能性があるか、等を主体的に検討し、大所高所に立った視点で、積極的にバックアップすべきと考える。</p> <p>例えば、</p> <p>(A) 他の機関での代替性が無く、当団体の法人格維持の必要がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同規模近隣所在である鳥取の漁業信用基金協会との合併</li> <li>・ブロックごとの大合併</li> <li>・全国一本化（当団体は、全国一本化の検討を中央に具申している。）</li> </ul> <p>(B) 他の機関で代替が可能である場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その機関との合併、事業譲渡</li> </ul> <p>等を検討すべきである。</p> <p>上述のとおりであるが、事業の継続を前提に、まずは、当団体が単独で法人格を維持する必要性の有無を検討すべきである。</p> <p>他県漁業信用保証協会との合併、他機関との合併等について、検討すべき旨は提言するが、その方法・優先順位については、県としても主体的な判断に基づ</p>	<p>合併及び事業譲渡の相手については、中小漁業者に対する資金の貸付の債務保証を行うことができる団体に限られるが、相手先がこうした条件を満たせるかなど大きな課題がある。</p> <p>そうした中で、従来から全国規模での漁業信用基金協会間の合併について検討されており、県としては、その動向を注視している。</p>



<p>き、積極的にバックアップすべきである。</p> <p>ここで重要なのは、県資産の効率性の観点から、不効率な資金運用を放置しないことである。</p>	
<p>【8】島根県信用保証協会（所管課：中小企業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>(A) 規定の明文化</p> <p>当団体によると、運用規定は存在しているが、運用として、10年までの債券としている。</p> <p>当団体の運用額は、非常に大きいことから、もしものときの損失は大きい。</p> <p>よって、規定は、詳細にかつ明文であることが望まれる。</p> <p>(B) タイムリーな時価管理と管理の厳密化</p> <p>当団体の有価証券運用総額は、約197億円と巨額で、その運用益は4.8億円であるから、運用利回りが2.4%と、出資等法人の中でも、高利回り運用を志向している。</p> <p>しかし、期間を10年以下とすることで金利リスクを最小限としつつ、事業債・劣後債の投資金額を付加するとのポートフォリオを構築している。</p> <p>この点、当団体は、有価証券が元本割れになった場合でも、満期保有有価証券であれば、原則として、含み損が財務諸表上は現れない。</p> <p>しかし、事業債や劣後債を90億円保有している。また、その中で、東京電力債も、7億円保有している。</p> <p>仮に、東京電力が法的破綻の懸念が高まり、債券の市場価格が大幅に下落し、強制評価減の対象となった場合、数億円の損失を計上する必要性が発生する可能性があるが、この点について、当団体は、時価についてもタイムリーに把握する体制を構築していると回答している。</p> <p>よって、震災が与えた東京電力への影響は、投資的には不可抗力的であり、東京電力債投資が間違っていたとは到底言えないが、運用金額が大きいことから、今後の管理については一層万全のものとしてほしい。</p> <p>(C) ディスクロージャー</p> <p>金融機関類似の団体ではあるが、市場調達をしているわけではないので、保有有価証券の時価評価に</p>	<p>規程の明文化については、「有価証券運用細則」にて、一定のルール作りを行っているところ。更なる詳細な項目を盛り込むかについては、今後検討する。</p> <p>リスクについては、タイムリーに把握するとともに、最小限に抑える取組みを行っている。</p> <p>今後も、安全性を重視した運用を行っていきたい。</p> <p>ディスクロージャーについては、国の告示に基づき規程を制定し運用を行</p>

<p>についての必要性は大きくないと考える。</p> <p>もともと、運用金額が大きいため、時価損益も大きい。</p> <p>この点、当団体は、開示については、業務報告書が国の通達により、書式が定められているとするが、それに開示が義務付けられていない場合も、県民への開示のため、適宜、開示を検討されることが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>(意見)</p> <p>金額が大きいので、ペイオフ対策規定の策定、ペイオフの具体的対策の検討が望まれる。</p>	<p>っており、個別の銘柄についてまで開示する必要はないと考えているが、今後検討していきたい。</p> <p>自己資本比率が一定以下の金融機関については、預託限度額を1,000万円と規定し運用している。</p> <p>更なるペイオフ対策規程の策定等、今後検討していく。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>(意見)</p> <p>信用保証協会法及び当協会の定款の定めるところにより、清算時における利益清算については、残余財産があれば県に帰属することとなるが、清算時以外の場合、特段の定めは無い。</p> <p>そうすると、通常時において、県等の出資・出えん者への資金の寄付は、予定されていないとは解される。</p> <p>しかし、条文上、通常時に、当団体が県等へ寄付することを禁止するとの条項もあるわけではなく、また、公権的な解釈があるわけでもない。</p> <p>また、県の算定する出資比率は25%程度に過ぎず、県の影響力があるとは言えないともいえる。しかし、出資・出えん金の総額のみに対する県の出資・出えんで計算するとその比率は9割に近い。</p> <p>よって、県への寄付の検討の勧奨・交渉の可否については、県が、自主的な判断を行うことが必要である。</p> <p>また、保証協会は、国の制度上、再保険により、保証による信用リスクは中央の団体に転嫁されており、損失の発生はある程度回避されている。よって、過度の内部蓄積をする必要性はないので、信用機関としての県民へのサービスへのいっそうの拡充を期待する。</p>	<p>県への寄附について</p> <p>基本財産については定款で定める事項であり、定款の変更は国の認可事項である。また、監督官庁である中小企業庁と協議した結果、「基本財産は協会の財務状況が悪化したときのみ取り崩す財産であり、それが充分溜まっているから県へ寄付せよ、という性質のものではない。」との見解を示しており、県として基本財産の寄付の要請は行わない。</p> <p>サービス拡充について</p> <p>信用保証協会と協議を重ね、県内中小企業者に対する更なる支援の拡充を目指す。</p>
<p>【9】公益社団法人島根県水産振興協会（所管課：水産課）</p>	

<p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>当団体の有価証券運用の2/3を、長めの地方債で行っている。</p> <p>残余は、おおむね国債、政保債だが、事業債（東京電力債）がある。償還期間を分散し、資金繰り上の問題は小さくしているが、長期有価証券の運用が多く、金利リスクを大きくとっていると見える。</p> <p>また、当団体は、信用リスクが拡大した東京電力債2億円も保有している。</p> <p>よって、比較的リスクの高い運用といえる。</p> <p>この点、東京電力債は、当団体の報告によると、時価が2割下落しており、元本2億円であるから、含み損金額は40百万円となる。</p> <p>この含み損は、当団体は、会計方針として、満期保有目的有価証券として、時価評価しないとしているので、財務会計上は顕在化しない。</p> <p>しかし、超長期債も保有しており、東電債の時価が簿価の2分の1以下になった場合は強制評価減になると思われる。</p> <p>よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>当団体は、ペイオフ対策規定が無いので、規定の策定が望まれる。</p> <p>(3) その他の事項について</p> <p>〈意見〉・・・積極投資の必要性</p> <p>当団体は、「水槽や生簀といった設備の更新投資がそのうち出てくるので、それに備えて積み立てをすべき。すでに更新した施設は30百万円かかった。撤去費では5百万円かかった。」と回答しており、だから事業で使う支出を抑えている、ということである。</p> <p>しかし、当団体は水産振興事業を行うことが主たる目的であるはずである。19億円の資金があるのに、小額の百万、千万円単位の施設更新だけを行っているのでは、到底戦略的な投資とは言えない</p> <p>よって、資産の9割以上である余剰資金19億円を、わずかばかりの利息しかつかない国債という紙切れにしておくのではなく、県民の幸福につなげる事業に振り向けるべきことが望まれる。</p>	<p>有価証券については、会計年度末日の時価を証券会社等に確認し、理事会及び総会において報告することとした。</p> <p>なお、平成24年度の時価については、平成25年度第1回理事会及び総会において報告した。</p> <p>県の指導に基づき、ペイオフ対策の規定を策定する。</p> <p>当会の主事業である栽培漁業は非収益事業であり、収入の増加を見込んだ投資は期待できない。しかしながら、“コスト削減のための投資”や“新たな収益事業導入のための投資”の可能性については検討する。</p>
--	--

<p>例えば、当団体は、大規模で最新鋭の設備を集中的に整備する等、他県との競争に勝てる施設整備に資金を振り分けることを検討すべきである。特に、多額の資金があるのであるから、「水産しまね」の振興を現実化できる戦略性を、具体的に発揮すべきである。</p>	
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体の金融資産は、20億円を超える。そのうち大半の19億円が、運用収益稼得以外に特定の使用目的を設定していない余剰資金である。</p> <p>また、当団体の保有する金融資産は19億円と、事業費の9年分を超えており、保有する調査対象となった37団体の中では第9位と高水準である。</p> <p>既に、県からの補助金を11百万円拠出しており、多額の運用資金を拠出しながら、更に赤字補填をするという二重構造になっており、「水産しまね」の振興が実現されるよう積極投資に向け、当団体と協議すべきである。</p>	<p>出捐金の運用益は、県の栽培漁業基本計画に沿った中間育成・放流事業に充当している。</p> <p>現在、収支が均衡している中で、出捐金の寄付により運用益が減少すると、事業の継続が困難となることや、県が寄付を要請することについて他の出資者と調整することは困難と考えられることから寄付の要請は行わない。</p> <p>今後、適切な施設整備や設備更新を通じて保有資金の有効活用を図るよう要請する。</p>
<p>【10】財団法人島根県体育協会（所管課：保健体育課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について 〈指摘事項〉</p> <p>当団体は、中期地方債で運用しており、リスクは極小である。</p> <p>もっとも、運用規定が無いので、早急に作成すべきである。</p> <p>(2) 預金運用について 〈意見〉</p> <p>念のため、ペイオフ対策規定は作成することが望ましい。</p>	<p>運用規定の作成について、現在検討中である。</p> <p>ペイオフ対策規定の作成について、現在検討中である。</p> <p>ペイオフ対策としては、「決済用普通預金」にしている。また、1,000万円以上になる場合は、有価証券運用に切り替える等考えている。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 県への寄付の検討の勧奨・交渉について 〈意見〉</p> <p>当団体は、赤字であるが、運用収益は3百万円にすぎず、仮に運用収益がなくても、経営上の影響は小さい。</p>	<p>県からの出捐金は、基本財産に位置づけられ、運用益が公益事業に充てられている。</p>

<p>もともと、県からの出資・出えん金額は35百万円で、県の出資・出えん比率は16.36%にすぎず、影響力の行使は難しい。</p> <p>よって、出資者との協議もしつつ、当団体と県への寄付の検討の勧奨・交渉の可能性を捨てないで欲しい。</p>	<p>また、経常収支はマイナスであり、仮に運用益がなくなった場合、赤字は更に拡大することとなる。</p> <p>以上のことを踏まえ、寄附の要請は行わない。</p>
<p>【11】公益社団法人島根県畜産振興協会（所管課：農畜産振興課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>有価証券運用を開始する際は、最新の投資商品に合わせて、詳細な規定を作ることが望ましい。</p> <p>(2) 預金運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>系統金融機関への預金であり、安全性は高いとは思われるが、預金としては多額でもあり、念のため、ペイオフ規定の策定、具体的対策を検討すべきである。</p>	<p>現在、有価証券投資は行っておらず、今後も投資をする可能性は低いが、今後の県からの指導を参考に、運用規定を策定する。</p> <p>系統金融機関への預金が多額であることから、他団体の取組情勢等も踏まえつつ、今後の県からの指導を参考に、ペイオフ規定を策定する。</p>
<p>【12】島根県土地開発公社（所管課：土木総務課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈意見〉</p> <p>投資金額21億円について、国債または地方債だけで運用しており、信用リスクはミニマムである。</p> <p>しかし、低金利下で、利回りを確保するため、長期債を購入しており、1/2が20年債である。そのため、運用資産の総合利回りは1.7%程度と、金利リスクをとったハイリスクハイリターン型の運用になっている。</p> <p>もともと、満期保有有価証券として、時価評価が健全化しないこともあり、損益には影響しない。</p> <p>よって、当団体の資金計画上、資金のミスマッチが過大にならないか、将来の金利上昇において、不利な運用というツケを将来に残すものでないか、慎重に検討した上で、投資されることが望まれる。</p>	<p>債券運用にあたっては、投資期間の資金需要を考慮して投資額を決定しているため、資金計画上資金のミスマッチによる債券の中途解約を行う事態はほぼ発生しないといえるが、今後も常に資金需要を把握し資金計画にミスマッチが生じないように努めていく。</p> <p>また、常に金利情勢の把握に努め、金利上昇時には不利な運用にならないよう、運用トータルで考え投資を行っていく。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について</p> <p>〈意見〉</p> <p>県からの単年度支出は16億円あり、県からの出資・</p>	<p>土地開発公社の組織運営上必要な管</p>

出えん金額は30百万円、県の出資・出えん比率100%と、県の影響力が強力である。

更に、当団体の経営実態は、借入金110億円、自己資金約24億円、投資先は、土地が約110億円、現預金が約25億円、21億円が期間10年以上の国債、地方債であり、他の3億円が現預金である。

この点について、現預金の保有残高は多いが、長期借入金の返済需要が平成23年度においては100億円以上あり、それを長期借入の借換え54億円、短期借入67億円で賄っていることから、資金繰りが楽とは言えない。

しかし一方で、平成20年度の包括外部監査において、下記の指摘がある。

公社は200億円を超える多額の借入金を負っている一方で、25億円程度の運用資産（国債や地方債、定期預金など）を保有している。

（中略）

公社は現在、自己資金による独自の事業を行ってないということである。公社が今後、独自に事業に取り組む予定がないのであれば、県として、公社の借入金の利払いを利子補給などで負担し続ける一方で、運用資産として25億円もの資金を公社においておくのは果たして得策なのだろうか。

（中略）

県はすでに公社に依頼している事業の借入金に対して債務保証契約を結んでいる。つまり公社の借入金は県の借入と同視できる。とすれば、土地開発公社の100%出資者であり、かつ、実質的に公社の債務の債務者である県の立場としては、公社の持つ運用資産を借入金の返済に充てさせるべきではないだろうか。

ただし、その場合、公社の内部で会計を分け、内部的に運用資産を土地造成事業へ貸付け、その資金によって土地造成事業の借入金を返済するという方法をとった上で、資金の動きを明確にしておく必要はある。

これに対し県は、平成22年2月19日付島根県報において、2つの理由で当時約23億円の現預金については、「当面は現行のまま土地開発公社において運用することが適当である。」との措置等の内容を公表している。その理由とは、下記の通りである。

- ① 運用利回りが借入利率を上回っている、つまり財政的にプラスであるから
- ② 運用益は管理費に充てており、これがなければ新

理部門の経費等については、県からの補助金の交付を受けることなく準備金の運用益を充当しており、なお不足する分については、準備金を取り崩して不足分の補填に充当しているのが実態である。

土地開発公社は、資金運用にあたっては資金需要を把握し資金計画にミスマッチが生じないように努めている。

現在、県としても土地開発公社の資金運用について、長期国債の運用リスクがあることを踏まえて、適切に判断しているが、今後も一層努めていきたい。

<p>たな県の負担が生ずる</p> <p>この点について、平成23年度の損益計算書によると、当該運用益（有価証券利息）は41百万円、販売費及び一般管理費は34百万円であるから、上記の②は、現在も妥当していると言える。</p> <p>また、当団体によると、経理事務執行体制を強化するため、平成25年度には14年ぶりに職員の採用が決定しており、今後の販売費及び一般管理費は40百万円を超えることも想定されるという。</p> <p>そうだとすると、今般の意見とすると、出資・出えんによる資金、準備金の県への寄付の勧奨・交渉することは得策ではないと考え、消極意見とする。</p> <p>なお、①については、確かにその通りではあるが、当団体が、短期の資金調達をして、長期の有価証券に投資をして、金利リスク（価格リスク）を負うことで利益を生み出し、それで赤字を補填しているということを行い換えたに過ぎない。</p> <p>よって、県として、当団体に資金運用させる理由としては、①は不適切と考える。県は、結果として収益があったということだけでなく、そこに隠れた運用リスクについても検討のうえ、判断すべきである。</p>	
<p><b>【13】</b> 社団法人島根県林業公社（所管課：林業課）</p> <p>団体に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 有価証券運用について</p> <p>〈指摘事項〉</p> <p>(A) 運用規定について</p> <p>仕組み債投資を行っていることもあり、その内包リスクについて、許容するリスクを限定する等、詳細な運用規定を策定すべきである。</p> <p>(B) リスク管理</p> <p>運用の4億円のうち、地方債が約1/2で、運用資産の総合利回りは0.8%程度であるから、利回りのには低め、ミドルリスクミドルリターンの数字である。</p> <p>しかし、当団体は、ユーロ円建仕組債を運用資産の1/2近く保有している。そして、当団体には、為替変動の見通しと対応を組織的に機動的に対応できる機能はないと思われる。</p> <p>よって、当団体は、必要最低限の対応として、為替変動にしたがった対応方針の策定とリスク許容限度だけでも事前に決めておく必要がある。</p> <p>(C) 時価管理について</p>	<p>県の指導に基づき、他団体の取り組み状況も考慮しながら運用基準を策定し、リスク管理を強化する。</p> <p>同上</p>

<p>保有有価証券は、満期保有有価証券であり、時価の損益は計上しない。また、公益認定を受けた後、特定資産の運用も含めてすべて、満期保有有価証券とする方針である。</p> <p>しかし、ユーロ円建仕組債も、インデックス次第で、無利息の30年債となる債券であるから、場合によっては、大幅に時価が減価する可能性がある。</p> <p>よって、当団体は、時価を適宜把握することが必要である。</p> <p>(2) 預金運用について (指摘事項)</p> <p>預金運用が8億円近くあり、単一の金融機関に集中していることから、ペイオフ対策規定の策定及びペイオフの具体的対策をとるべきである。</p> <p>特に、ペイオフ対策と有価証券のリスク分散との混乱があるよう見えるので、基礎的な理解を欠かないようにすべきである。</p> <p>この点、当団体は、資産に大きな森林の含み損を抱えているのであるから、資金運用については、損失が発生しないように細心の注意が必要と思われる。</p> <p>(3) その他の事項について (意見)・・・含み損について</p> <p>過去の包括外部監査においても指摘があるが、県からの借入金（未払利息を含む）360億円がある。</p> <p>一般企業と同様、現状のスキームを離れた、抜本的対策の入った経営改善計画の早期策定が、是非望まれるところである。</p>	<p>金融機関から運用報告書を定期的に取り寄せることにより時価を把握する。</p> <p>県の指導に基づき運用規定を策定する。</p> <p>普通預金については決済性預金へ変更した。定期預金については満期到来時まで運用方針を決定する。</p> <p>今年度策定する林業公社の次期経営計画の検討に際し、県・公社が協議し今後の方針を決定する。</p>
<p>県に対する個別指摘事項</p> <p>(1) 余裕資金の県への寄付の検討の勧奨・交渉について (指摘事項)</p> <p>含み損処理が先決である。</p> <p>その結果を受け、資金の動向を考えるべきである。</p>	<p>今年度策定する林業公社の次期経営計画の検討に際し、県・公社が協議し今後の方針を決定する。</p>